



芝桜 編集部

— 目 次 —

座談会 2015年農業センサスをめぐって

報告

2015年センサス(概数値)にみる農業構造変動の

特徴と地域性 …………… 橋詰 登 (4)

座談会 …………… (20)

司 会 谷口 信和

出席者 梶井 功 服部 信司

堀口 健治 加瀬 和俊

消費税とマイナンバーが農業に与える影響 …………… 森 剛一 (36)

「連載 農研機構研究機関からの成果報告」⑩

自脱コンバイン排わらかッタの改造で

稲わらの乾燥を促進し回収率向上 …………… 重田 一人 (44)

〔時評〕 働き盛りの新規就農増に注目 …………… (K) (2)

☆表紙写真 御柱祭・山出し 全農林長野分会

「農村と都市をむすぶ」2016年5月号(第66巻第5号)通巻775号

働き盛りの新規就農増に注目



(一)

一月号の本欄で、「女性の新規就農」が取り上げられ、〃さまざまな形で新たに農業に従事する女性が多くなるのに、行政は新規参入者にばかり気を取られてしまいがちである。：行政・農業団体・NPPなども女性の新規就農を傍観

してはならないだろう。女性がいきいきと就農するために、どのような支援が可能なかを考えていかなければならない。女性の活躍をスローガンに掲げるだけでは意味ない」と時評子（m）は指摘していた。

また、三月号の本欄は「高まる若者の農業経営への関心」と題して、昨年十一月一二日に早稲田大学で開かれたトークライブ「キャリア選択としての農業——君も農業経営になれる——」での参加者アンケートの内容が紹介されていたが、時評子（H2）の総括によれば、〃就農をかなり具体的に考えている学生が参加しており、非農家出身者を含め、それなりの就業準備をしていることを伺わせるものだった」という。

(二)

いずれも農業就業者に新しい動きが出ていることに注意をうながす時評だったが、今回もこの問題を取り上げ

る。二〇一五年センサス結果概要がそのことを示しているからである。

二七・一一・二七公表の「二〇一五年農林業センサス結果の概要」は、年齢別農業就業人口の推移を示す図を掲げ、年齢階層別に農業就業人口の推移をみると、五年前と比べて八五歳未満の各層で減少しており、七〇〜七四歳及び七五〜七九歳の各層で大きく減少した」としていた。

年齢階層別農業就業人口を単純に年次別に比較すればその通りである。例えば二〇一〇年の三〇〜三四歳の農業就業人口は三九千人だったが、二〇一五年にはこの年齢層の農業就業人口は三四千人になっているから、これを比較すれば五千人の減ということになる。が、二〇一〇年に三〇〜三四歳層として把握された人は二〇一五年には三五〜三九歳層で把握されるのだから、二〇一〇年の三〇〜三四歳層の農業就業者が二〇一五年にどうなっているかを知るためには、三五〜三九歳層と較べる必要がある。その人数は四三千人と把握されているから、この五年の間に新たな農業就業人口が四千人加わったことになる。こういう比較で人口の動きなどを分析することを cohort 分析といわれているが、そういう動態比較をしてみた表を示しておこう。+が新規就農者数、△が離農者数を示す。本来だったら、五年の間に死んだ

年齢階層別農業就業者の動態(男女計)

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
15～29	281	214	247	194	90	64
30～34	203▲32	118▲3	77▲8	54▲6	39▲4	34
35～39	267▲42	171▲17	115▲16	69▲9	48▲3	43
40～44	268▲30	225▲14	154▲14	99▲12	60▲1	51
45～49	284▲11	2380	2117	141▲6	871	59
50～54	433▲12	27312	23823	2185	13511	88
55～59	64435	42186	28580	26158	22357	146
60～64	841▲65	67916	50711	365▲5	31927	280
65～69	688▲141	776▲72	695704	518▲82	360▲40	346
70～74	464▲432	547▲365	704659	610▲540	436▲571	320
75～	445	477	659	823	696	561
計	4,819	4,140	3,891	3,353	2,606	2,090
65歳以上割合	33.1%	43.4%	52.9%	58.2%	57.3%	58.7%

人もいるから死亡率を考慮しなければならないが、していない。だから新規就農者数は表の数字より多く、離農者数は表の数字より少なくなる、ということ念頭に置いて見てほしい。

(例えば六五〇六九歳層の死亡率は一〇万人につき

一〇〇九・五
だから(厚労
省「人口動態
調査」、二〇
一〇〇二〇一
五年の間のこ
の年齢層の農
業就業者の死
亡数は一八一
七一人と推定
され、表の▲
四〇からその
数を差引いた
二二千人がこ
の年齢層の二
〇一〇〇二〇
一五年の間の
離農者数と推

定される)。

(三)

注目してほしいのは、新規就農者が二〇一〇一五年の間は、三〇〇三四歳層から六五〇六九歳層に至るまでいる、という点である。

一五〇二九歳層がどうなっているかは是非とも知りたところだが、残念ながら今発表されている概数値では一五〇二九歳層で一括されているため、その計算はできないが、二〇〇二四歳層、二五〇二九歳層のところもプラスになるのではないか、なってほしいと私は期待しているのだが、その点はとも角として、三〇〇三四歳層から六五〇六九歳層に至るまで新規就農者がいるということは近年なかった事であり、注目に値しよう。

一九九〇〇九五五年は五五〇五九歳層だけが十、九五〇二〇〇〇年は五〇〇五四歳層、五五〇五九歳層、六〇〇六四歳層が十で、いわゆる定年帰農が始まったことを考えさせる動きだった。二〇〇〇〇〇五年も同様だったが、〇五〇一〇年に定年帰農の幅が狭まった。

それが一〇〇一五年に働らき盛りの年齢層にまで新規就農が広まったのである。一五年センサスは一〇〇二〇ha以上層の増、以下層の減というこれまた注目すべき動きを明らかにした。働らき盛りの新規就農の増は、それと関係しているのだろうか。

(K)

二〇一五年センサス(概数値)にみる農業構造変動の特徴と地域性

農林水産省農林水産政策研究所 総括上席研究官 橋詰 登

1 はじめに

前回の二〇一〇年農業センサス結果は、販売農家数が大きく減少する中で経営耕地面積はごく僅かな減少にとどまり、借地による水田の流動化によって大規模経営体への農地集積が進む等、一見するとわが国の水田農業構造が急激に変動し始めたかのような印象を与えるものだった。しかし、これら変化を詳細に分析してみると、二〇〇七年度から開始された「品目横断的経営安定対策」(翌年度から「水田畑作経営所得安定対策」に名称変更)によって政策対象が一定規模以上の経営体に限定されたことに対応するため、数多くの集落営農組織が全国各地に設立されたことがその大きな要因であった。

すなわち、あまりにも性急な組織化が図られたことによって、経営体としての内実を十分に備えていない集落営農組織(いわゆる「枝番管理組織」等)が東北、北関

東、北九州等で数多く誕生し、これら組織が農業センサスの調査対象(組織経営体)となったことによって、地域での農業生産の実態はさほど変わっていないにもかかわらず、統計上では大きな構造変動を生み出す結果となったのである¹⁾。

その後、二〇〇九年の政権交代によって誕生した民主党政権によって、兼業農家や小規模経営を含むすべての農業者を対象とした「戸別所得補償政策」へと政策が転換され、「人・農地プラン」による水田の構造再編が進められる。しかし、二〇一二年に自民党政権に戻ったことによって、再び担い手の選別化を図る方向へと政策の舵が切られ、現在、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積等が進められている。前回の農業センサスからの五年間は、このように農政が大きく揺れ動いた期間であり、生産者米価の下落等による営農環境の悪化とも相俟って、とりわけ各地域の水田農業構造に及ぼした

影響は少なくないと推察される。

このため、今回の二〇一五年農業センサスの結果は、各地域の農業構造がこの間にどのように変動したのか、統計データと地域実態との乖離は埋まったのか等、今後のわが国の農業・農村を展望していく上でも大いに注目される。本稿では、昨年一月末に第一報として概数値が公表されたばかりであり、まだ十分な構造分析を行えるだけの情報量はないが、この概数値データを用いた分析から、可能な限り近年の農業構造変動の特徴とその地域性に接近してみたい。

2 農業経営体数の動向

(1) 経営体数の推移と地域的特徴

二〇一五年の農業経営体数は全国計で一三七・五万経営体となり、前回センサスから三〇・五万経営体減少した。二〇一〇ー一五年間(以下「今期」という)の増減率は△一八・一％であり、二〇〇五ー一〇年間(以下「前期」という)に比べ一・七ポイント減少率が高まっている(表1)。¹⁾しかしその中でも、組織経営体は六・三％増となり、前期に比べれば増加率が四・一ポイント低下しているものの今期も増えている。特に、法人形態の組織経営体は、今期も二五・五％の増加となっており、その結果、組織経営体における法人化割合は二〇一〇年の五五

表1 農業経営体数の地域別動向

	農 業 経 営 体					組 織 経 営 体					組織経営体の 法人化割合 (%)		
	実 数 (1,000経営体)			増 減 率 (%)		実 数 (100経営体)			増 減 率 (%)				
	2005年	2010年	2015年	05-10年	10-15年	05年	10年	15年	05-10年	10-15年	05年	10年	15年
全 国	2,009	1,679	1,375	△ 16.4	△ 18.1	281	310	330	10.4	6.3	49.4	55.0	69.2
北 海 道	55	47	40	△ 14.8	△ 13.5	22	23	24	3.2	8.5	64.1	76.7	83.9
都 府 県	1,955	1,633	1,334	△ 16.5	△ 18.3	259	288	305	11.0	6.1	48.1	53.4	68.0
東 北	378	313	247	△ 17.1	△ 21.1	59	64	62	7.1	△ 2.7	35.6	39.2	54.5
北 陸	165	129	103	△ 22.0	△ 19.8	32	36	37	10.3	4.1	41.0	53.9	65.5
北 関 東	181	153	124	△ 15.8	△ 18.5	15	16	18	11.9	9.4	60.2	63.6	77.4
南 関 東	143	124	102	△ 13.5	△ 17.5	12	13	14	9.1	13.7	56.3	69.9	85.1
東 海	101	86	72	△ 15.6	△ 16.2	14	14	15	2.4	5.9	60.4	69.8	88.7
東 海	186	156	125	△ 16.0	△ 20.0	19	23	24	17.4	4.9	62.0	61.4	81.6
近 畿	179	155	130	△ 13.1	△ 16.3	23	25	27	8.1	7.0	34.9	40.3	53.3
山 陰	55	47	38	△ 15.4	△ 18.2	9	10	11	13.9	5.4	49.3	49.5	66.5
山 陽	130	108	88	△ 16.5	△ 19.1	13	14	18	12.2	26.0	59.2	66.3	78.9
四 国	117	100	82	△ 14.8	△ 17.5	10	11	12	10.3	12.8	72.9	76.1	85.1
北九州	209	167	142	△ 20.0	△ 15.0	35	43	44	24.6	2.4	41.2	42.6	54.6
南九州	92	79	65	△ 13.9	△ 17.3	16	16	19	1.0	20.7	69.7	79.8	88.1
沖 縄	18	16	15	△ 12.3	△ 5.0	3	3	4	0.7	27.5	74.0	76.5	93.9

資料：農業センサス（2005年、2010年、2015年(概数値)）

注. 2015年の東北には、原発事故避難指示地域の経営体(2010年で5,542経営体)を含まない。

以下の図表についても同じ

・〇%から一〇ポイント以上上昇し、二〇一五年では六
九・二%にまで高まっている。

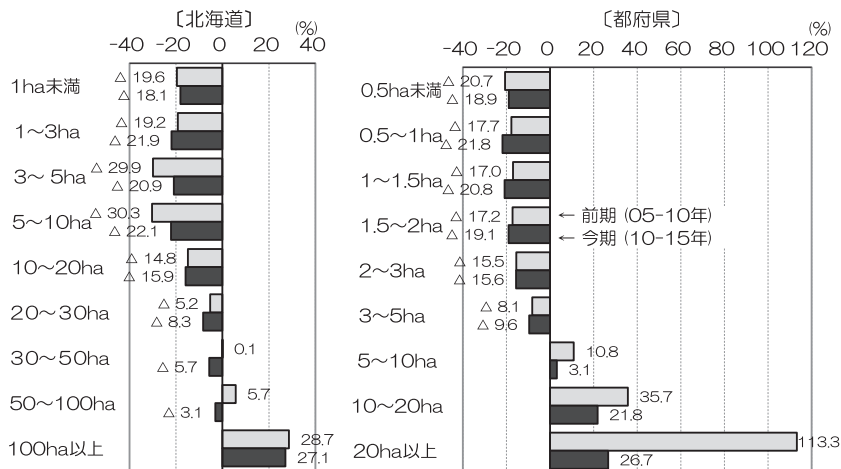
さらに、これら動きを地域ブロック別にみると、農業
経営体全体での今期の減少率は東北および東海で二〇%
を超えており、共に前期に比べ四・〇ポイント減少率が
上昇している^②。しかし、組織経営体に限れば、東北を
除く全地域ブロックで増加しており、今期の増加率は、
沖縄、山陽、南九州で二〇%以上と高い。前期増加率が
高かった北九州と東海の今期増加率は共に低く、組織経
営体数は微増したにとどまっている。

また、組織経営体の法人化割合は全地域ブロックで高
まっており、北海道、南関東、東山、東海、四国、南九
州、沖縄では今回いずれも八〇%を超えている。これに
対し、東北、近畿、北九州の各地域は五〇%台の水準に
とどまっており、依然として地域差が大きい。

(2) 経営耕地面積規模別農業経営体数の動き

次に、北海道と都府県の経営耕地面積規模別農業経営
体数増減率から農業経営体数の増減分岐規模をみると
(図1)、北海道では今期経営体数の増減分岐点が一〇〇
haに上昇しており、前期経営体数が増加していた「五〇
一〇〇ha」層も減少に転じている。また、前期の経営
体数減少率が三〇%近かった「三〇五ha」「五〇一〇ha」

図1 経営耕地面積規模別経営体数増減率の推移(農業経営体)



資料：農業センサス(2005年、2010年、2015年(概数値))

層での減少率が八〇九ポイント低下しているのに対し、「二〇〇～三〇〇ha」、「三〇〇～五〇〇ha」層での減少率は逆に三〇六ポイント上昇しており、中規模層での階層分解がより活発化してきた様子がうかがえる。

一方、都府県では、今期も増減分岐点は五haであるが、「五〇～一〇〇ha」層の経営体数の増加率は三・一％と大きく低下している。都府県では、「一〇・五ha未満」層を除く二ha未満の各層での減少率が高まっており、最も経営体数の層が厚い「一〇・五～一〇〇ha」層の減少率が四ポイント上昇して二一・八％にまで達している。

また、「一〇〇～二〇〇ha」、「二〇〇ha以上」層の今期増加率はそれぞれ二一・八％、二六・七％と、前期（それぞれ三五・七％、一一・三・三％）に比べ大きく低下しており、大規模経営体数の増加傾向が緩慢になった様子も読み取れる。ただし、この規模層の前期の高い増加率は、組織経営体（集落営農組織）急増の影響を強く受けたものであることから、この点を割り引いて今期の結果と比較してみる必要がある。

3 農地所有世帯（農家・土地持ち非農家）数の動向

(1) 農地所有世帯数の推移と地域的特徴
まず総農家数についてみると（表2）、今期全国では△

一四・八％となり、過去最高であった前期の減少率をさらに更新した。農家の内訳をみると、販売農家数が△一八・七％となり、前期に比べ二ポイント近く減少率が高まったことに加え、前期一・四％の増加であった自給的農家数も今期は△七・九％と減少に転じており、両者が相まって総農家数の減少率が高まったことがわかる。

他方、もう一つの農地所有世帯である土地持ち非農家についてみると、世帯数は引き続き増加しているものの今期の増加率は僅か二・九％にとどまっている。総農家数の減少率が過去最高になったにもかかわらず、このように土地持ち非農家数の増加率が低い水準となったことから、両者を合計した農地所有世帯数の増減率は前期の△三・

表2 農地所有世帯数の推移（全国）

（単位：1,000戸、％）

	農地所有 世帯数 ①+②	農 家 数			土地持ち 非農家数 ②
		総農家 ①	販売農家	自給的 農家	
実 数	2000年	4,218	2,337	783	1,097
	2005年	4,050	1,963	885	1,201
	2010年	3,902	1,631	897	1,374
	2015年	3,566	1,327	826	1,413
増 減 率	00-05年	△ 4.0	△ 8.7	△ 12.9	9.5
	05-10年	△ 3.6	△ 11.2	1.4	14.4
	10-15年	△ 8.6	△ 14.8	△ 7.9	2.9

資料：農業センサス（2000年、2005年、2010年、2015年（概数値））

注：農地所有世帯とは、総農家と土地持ち非農家の合計である

六％から今期は△八・六％へと急激に減少率が高まっている。

そこで、これらの動きを地域ブロック別にみると(表3)、今期の総農家数の減少率は東北(△一八・一％)で最も高く、次いで南九州(△二七・五％)、北陸(△一六・九％)の順となっている。販売農家数は北海道、北陸、北九州、沖縄以外の各地域で前期に比べ減少率が高まっており、今期は東北で△二一・五％と最も高く、北陸、東海でも二〇％を超える減少率となっている。一方、自給的農家は、今期全地域ブロックで減少となり、中でも北海道と南九州でそれぞれ△一一・三％、△一六・五％と二桁の減少率となっている。その他、北陸、近畿、山陽、北九州、沖縄の各地域でも八％を超える減少率となっている。

また注目すべきは、北海道、南関東、四国、北九州、南九州、沖縄の各地域では、販売農家数、自給的農家数に加え土地持ち非農家数も減少していることであり、東山や山陽での土地持ち非農家数の増加率も極めて低い。これら地域ブロックでは、農地所有世帯数の減少率が今期大きく上昇しており、北海道、山陽、四国、南九州、沖縄で一〇％を超える減少となっている。

なお、土地持ち非農家数の動きだけを見ると、沖縄県で△一七・八％、北海道で△七・一％、南九州で△六・

表3 販売農家・自給的農家・土地持ち非農家数増減率の地域別動向

(単位：％)

	農地所有世帯 ①+②		総 農 家 ①				販 売 農 家		自 給 的 農 家		土地持ち 非農家	
	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年
全 国	△ 3.6	△ 8.6	△ 11.2	△ 14.8	△ 16.9	△ 18.7			1.4	△ 7.9	14.4	2.9
北 海 道	△ 6.6	△ 12.0	△ 13.4	△ 14.0	△ 15.3	△ 14.4			0.5	△ 11.3	16.4	△ 7.1
都 府 県	△ 3.6	△ 8.5	△ 11.2	△ 14.8	△ 17.0	△ 18.8			1.4	△ 7.8	14.3	3.0
東 北	△ 2.9	△ 9.3	△ 12.3	△ 18.1	△ 17.7	△ 21.5			9.3	△ 7.7	26.6	9.4
北 陸	△ 3.1	△ 6.1	△ 17.2	△ 16.9	△ 22.8	△ 20.4			0.8	△ 8.3	22.7	7.3
北 関 東	△ 2.3	△ 7.1	△ 9.6	△ 14.3	△ 16.0	△ 18.9			6.9	△ 5.0	15.9	6.9
南 関 東	△ 2.8	△ 8.9	△ 8.2	△ 13.5	△ 13.9	△ 18.1			4.1	△ 5.3	9.8	△ 0.0
東 山 海	△ 3.2	△ 7.4	△ 7.5	△ 10.8	△ 15.6	△ 16.3			3.9	△ 4.5	9.5	1.2
東 近 畿	△ 3.4	△ 7.3	△ 9.5	△ 14.1	△ 16.7	△ 20.6			1.0	△ 6.2	9.6	4.6
山 陰	△ 3.3	△ 7.2	△ 9.4	△ 13.8	△ 13.5	△ 16.9			△ 2.6	△ 9.4	11.9	6.5
山 陽	△ 3.2	△ 8.7	△ 9.9	△ 14.0	△ 15.8	△ 18.8			2.9	△ 5.6	14.8	2.5
四 国	△ 4.6	△ 10.0	△ 11.1	△ 15.6	△ 16.7	△ 19.9			△ 2.3	△ 9.8	9.7	0.1
北九州	△ 5.7	△ 10.5	△ 10.8	△ 14.0	△ 15.0	△ 17.9			△ 2.9	△ 7.4	6.9	△ 3.3
南九州	△ 4.2	△ 8.8	△ 15.0	△ 13.6	△ 21.0	△ 15.5			0.7	△ 9.8	16.8	△ 2.0
沖 縄	△ 5.7	△ 13.3	△ 11.2	△ 17.5	△ 14.2	△ 18.1			△ 5.8	△ 16.5	5.5	△ 6.0
沖 縄	△ 4.7	△ 11.4	△ 10.3	△ 7.0	△ 11.8	△ 5.8			△ 6.4	△ 9.7	5.0	△ 17.8

資料：農業センサス（2005年、2010年、2015年(概数値)）

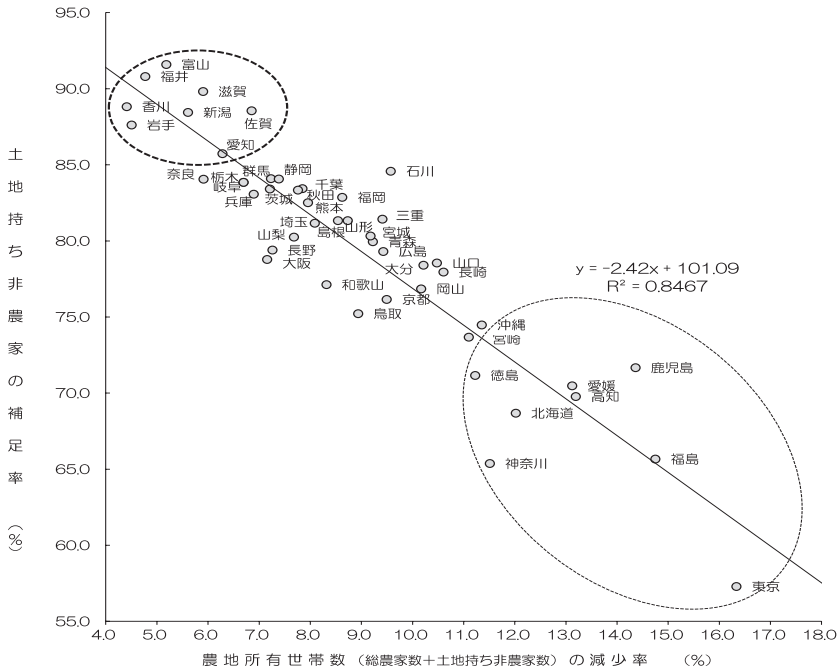
○%と今期の減少率が高い。これら地域ブロックはいずれも畑作主体の地域であることから、地目構成が農地所有世帯数の減少に関係しているかどうか、今後さらに分析してみる必要がある。

(2) 農地所有世帯数の減少と土地持ち非農家の補足率

このように、今期における農業構造変動の特徴でもある農地所有世帯数の減少には地域性がうかがえる。そこで、都道府県別に農地所有世帯数の減少率(横軸)と土地持ち非農家の補足率(縦軸)をとり、散布図上にプロットした(図2)。土地持ち非農家の補足率とは、二〇一〇年の土地持ち非農家数と今期の総農家減少数の合計を二〇一五年の土地持ち非農家数で除した割合である。この図から、土地持ち非農家の補足率が低い都道府県ほど、農地所有世帯数の減少率が高い傾向がはっきりうかがえ、両者に強い相関関係(決定係数〇・八四七)があることが確認できる。

では、なぜ今期、土地持ち非農家の補足率が低下したのだから。考えられる理由としては、高齢独居世帯となっていた自給的農家や

図2 農地所有世帯数の減少と土地持ち非農家の補足率との関係



資料：農業センサス(2010年、2015年(概数値))

注。「土地持ち非農家の補足率」は、(前回の土地持ち非農家数+5年間の総農家減少数) / 今回の土地持ち非農家数*100による

土地持ち非農家等における世帯員の死亡や転出によって、農地（耕作放棄地を含む）が残されたまま地域に農地の所有者がいなくなり（所有者は農地を相続した都会に住む子供等）、農業センサスの客体候補名簿から消えていった世帯が、全国各地で急増したのではないかと予想される^⑧。つまり、「土地持ち非農家の不在地主化」がこの五年間で急速に広がったのではないかと考えられる。

こういった視点から、改めて図2をみると、「補足率が低く世帯数減少率が高いグループ」には北海道、福島県、東京都、神奈川県、徳島県、愛媛県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県といった都道県が存在する。北海道は都府県とは異なり、離農した農家は農地を売却し土地なしの非農家になるケースが多いこと、福島県は原発事故避難指示地域に多くの農地所有世帯がいたこと等、特殊な要因が加わっている可能性があるが、南九州や四国の各県で農地所世帯数の減少率が高い（＝土地持ち非農家の補足率が低い）理由については、今後詳細に検討してみる必要がある。

(3) 販売農家における農業後継者の確保状況

さらに、今期における販売農家の動きの中で特に注目すべきものとして、農業後継者の確保状況の変化が挙げ

られる（表

4）。農業後継者がいる販売

農家割合は、

前回センサス

の二〇一〇年

では五九・四

%であり、二

〇〇五年から

五ポイント近

く上昇してい

た。それが二

〇一五年では

一転して一〇

ポイント近く

低下し四八・七%

と五割を切ってしまった。中でも、同居

農業後継者がいる農家割合の低下は著しく、二〇一〇年

の四一・四%から二九・九%へと大きく低下している。

同農家数の増減率は、今期△四一・三%(前期△二二・

二%)となり、実数でみても同居農業後継者がいる農家

数は全国で四〇万戸にも満たない数になっている。

表4 農業後継者の保有状態別農家数の推移(全国：販売農家)

(単位：1,000戸、%)

		計	農業後継者がいる	同居農業後継者	他農業後継者	農業後継者がいない
実数	2005年	1,963	1,071	868	204	892
	2010年	1,631	969	675	294	662
	2015年	1,327	647	397	250	680
構成比	2005年	100.0	54.6	44.2	10.4	45.4
	2010年	100.0	59.4	41.4	18.0	40.6
	2015年	100.0	48.7	29.9	18.8	51.3
増減率	05-10年	△ 16.9	△ 9.5	△ 22.2	44.1	△ 25.8
	10-15年	△ 18.7	△ 33.3	△ 41.3	△ 14.9	2.7

資料：農業センサス（2005年、2010年、2015年(概数値)）

けではないが、販売農家における経営継承の危機が一段と強まったとみるのが現実的であろう。いずれにしても、詳細なデータが公表された後、経営耕地面積規模別や経営組織別の詳しい分析をしてみる必要がある。

4 農業労働力の動向

全国の販売農家における農業従事者数は二〇一〇年の四五三・六万人から三三八・九万人へと五年間で△二五・三％もの減少率となった(表5)。今期のこの減少率はこれまでの減少率を六ポイント以上上回る高い水準であり、前述した農家数の減少率をも大きく上回る。

一方、農業就業人口(農業従事者のうち農業に主として従事した世帯員数)は、二〇一〇年の二六〇・六万人から二〇一五年では二〇九・〇万人へと引き続き二割近い減少となったが、減少率は前期に比べ僅かながら低下している。これに対し、基幹的農業従事者(農業就業人口のうち仕事が主な者)の数は、二〇五・一万人から一七六・八万人へと二八・三万人減少しており、前期に比べ五ポイント以上減少率が高まり、二桁台の減少率(△一三・八％)となっている。

このように、今期における農業労働力の動きは、農業従事者と基幹的農業従事者の減少率が上昇し、農業就業人口では低下するといった、これまでとは若干異なる動

きも見られるが、六五歳未満に限れば農業就業人口、基幹的農業従事者共に二〇％を超える高い減少率となっており、農業労働力の高齢化が引き続き進行している様子がうかがえる。

そこで農業就業人口について、各五年間の年齢別コーホート増減人数をみると(表6)、男女計では、定年帰農層が加わる期末年齢が「六〇〜六四歳」で今期も五・七万人増加している他、同「六五〜六九歳」でも二・七万人の増加となっている。さらに注目されるのは、期末年齢が「四五〜四九歳」を除く六〇歳未満のすべての年齢層で今期人口が増加している点である。これら

年齢層の増加人数を合計しても、「七〇〜七四歳」と「七五歳以上」の両年齢層の減少人数を到底カバーできる

表5 農業労働力の動向(全国:販売農家)

(単位:1,000人,%)

		農業従事者	農業就業人口	基幹的農業従事者	
				65歳未満	65歳未満
実数	2000年	6,856	3,891	1,834	2,400
	2005年	5,562	3,353	1,402	2,241
	2010年	4,536	2,606	1,001	2,051
	2015年	3,389	2,090	764	1,768
増減率	00-05年	△18.9	△13.8	△23.5	△6.6
	05-10年	△18.4	△22.3	△28.6	△8.4
	10-15年	△25.3	△19.8	△23.7	△13.8

資料:農業センサス(2000年、05年、10年、15年(概数値))

表6 農業就業人口の年齢別コーホート増減人数(全国:販売農家)

(単位:1,000人)

		29歳以下 (25~29)	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74 (70歳以上)	75歳以上
男女計	2005年	194(39)	54	69	99	141	218	261	365	518	610(1,433)	823
	2010年	90(28)	39	48	60	87	135	223	319	360	436(1,245)	809
	2015年	64	34	43	51	59	88	145	280	346	320	661
男子	2005年	122(22)	23	27	40	57	89	105	150	234	298(716)	418
	2010年	58(19)	23	25	29	42	61	100	157	173	216(637)	421
	2015年	42	21	25	27	30	42	65	135	183	161	352
女子	2005年	72(17)	30	42	59	84	128	156	216	284	312(717)	405
	2010年	32(9)	16	23	31	45	74	122	162	187	220(608)	388
	2015年	22	13	18	24	29	46	80	145	163	159	309

資料:農業センサス(2005年、2010年、2015年(概数値))

注. 各年齢コーホートの5年間の増減人数(斜字)がプラスとなったものに実践の矢印を付け、期末の人数を太字の数値とし網掛けした。また、点線の矢印は人数が減少したことを示す

だけの量ではないが、将来に向けての明るい兆しと捉えることができる。

では、今期なぜ青壮年層でのコーホート増減人数が増加に転じたのだろうか。その理由を探ってみると、同表の男女別結果からその答えが見えてくる。男子は、前期においても青壮年層で人口が増加する傾向にあり、それは今期も変わっていない。大きく変化したのは女子の動きであり、期末年齢が「四五〇四九歳」を除く各年齢層で減少から増加に転じている。今期における青壮年層での農業就業人口の増加は、子育て世代や子育てから手が離れた世代の女性の労働力がこれまでの減少から増加に転じた影響が大きいことがわかる。

なお、二〇一五年時点での農業就業人口を年齢別にみた場合のモード層は、「六五〇六九歳」にあり、六〇歳以上の農業就業人口が全体の七六・八%を占めている。今後、これら年齢層のリタイアが続いていくことを考えれば、新規就農等による青壮年層の従事者をこれまで以上のスピードで確保していくことが求められている。

5 土地利用の動向

(1) 経営耕地面積の減少と地域性

まず始めに、農業経営体の経営耕地面積についてみると(表7)、全国計で三四四・一万haとなり、前回セン

表7 土地利用の動向(全国)

(単位：1,000ha, %)						
		農業経営体			農地所有世帯	
		経営耕地 面 積	借入耕地 面 積	借入耕地 面 積 率	耕作放棄 地 面 積	耕作放棄 地面積率
実 数	2005年	3,690	824	22.3	386	9.5
	2010年	3,629	1,063	29.3	396	9.8
	2015年	3,441	1,162	33.8	424	11.0
増 減 率	05-10年	△ 1.7	29.0		2.6	
	10-15年	△ 5.2	9.3		7.1	

資料：農業センサス(2005年、2010年、2015年(概数値))

この傾向は全地域に共通する動きであり、地域ブロック別にみると(表8)、今期の経営耕地面積減少率は四国で一〇・五%、東海、山陽でも八%を超えている。前期に比べ減少率が五ポイント以上上昇した地域が東北、南関東、東海、南九州の四地域存在しており、農地総量減少の加速化が懸念される。しかし、これら地域ブロックにおいても、総農家数の減少率に比べれば経営耕地面積の減少率は三〜七ポイント低く、離農した農家の農地の多くは担い手層に

表8 経営耕地面積減少率と総農家数減少率の比較

(単位: %)											
	経営耕地面積減少率 (農業経営体)		総農家数減少率 とのポイント差		耕作放棄地面積増減率 (総農家＋土地持ち非農家)		総農家数減少率とのポイント 差上位15都道府県				
	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	順 位	05-10年		10-15年	
								都道府 県名	ポイン ト差	都道府 県名	ポイン ト差
全 国	1.7	5.2	9.6	9.7	2.6	7.1					
北 海 道	0.4	2.7	13.0	11.2	△ 9.4	6.6	1	佐 賀	33.1	滋 賀	19.6
都 府 県	2.2	6.2	9.0	8.6	3.3	7.1	2	富 山	24.1	福 井	16.8
東 北	1.5	6.8	10.9	11.3	6.9	18.3	3	福 井	17.7	石 川	16.8
北 陸	0.9	3.1	16.2	13.8	2.6	7.5	4	秋 田	16.6	福 岡	15.8
北 関 東	1.6	6.5	8.0	7.8	2.6	9.8	5	石 川	15.3	富 山	14.8
南 関 東	2.9	7.9	5.4	5.6	2.7	3.8	6	滋 賀	15.3	秋 田	14.6
東 山 海	3.1	5.8	4.4	5.0	0.2	△ 1.2	7	福 岡	13.9	鹿 児 島	14.1
東 海	2.5	8.8	7.0	5.3	0.6	4.9	8	宮 城	13.4	宮 城	14.1
近 畿	2.7	4.9	6.6	8.9	8.7	11.1	9	北 海 道	13.0	山 形	12.5
山 陰	4.2	6.7	5.7	7.3	2.3	6.8	#	鹿 児 島	13.0	新 潟	11.9
山 陽	5.1	8.4	6.0	7.2	6.2	4.2	#	新 潟	12.9	三 重	11.8
四 国	5.6	10.5	5.1	3.4	6.0	4.1	#	青 森	11.7	青 森	11.5
北九州	2.4	3.4	12.6	10.3	△ 0.2	0.3	#	三 重	11.1	北 海 道	11.2
南九州	0.3	5.7	10.9	11.8	△ 1.4	△ 1.1	#	山 形	11.0	熊 本	10.1
沖 縄	3.4	4.3	6.8	2.7	△ 7.6	△ 18.5	#	香 川	9.4	兵 庫	9.7

資料：農業センサス(2005年、2010年、2015年(概数値))

集積されていると推察される。そこで、両減少率の差を取ってみると、北海道、東北、北陸、北九州、南九州の五地域は前期に引き続き総農家数減少率の方が一〇ポイント以上高く、これら地域では農地の流動化が進展しているものと見込まれる。

さらにこれを都道府県別にみると、今期両減少率の差が最も大きいのは滋賀県(二九・六ポイント差)であり、これに次いで福井県、石川県、福岡県、富山県、秋田県が続く。これらの県はいずれも水田農業を主体とする県であり、前期においても上位に登場していることから、水田の流動化がこの五年間でも引き続き進んでいるものとみられる。なお、組織経営体の躍進(集落営農組織の急増)によって前期トップだった佐賀県は今期圏外となっており、水田農業に係る組織化の動きが落ち着いたものと推察される。

(2) 借入耕地と耕作放棄地の地域別動向

次に、借入耕地面積をみると(前掲表7)、全国計で二〇一〇年から一〇・一万ha増え一一六・二万haとなっており、前期の二九・〇%増から今期は九・三%増へと二〇ポイント近く面積増加率は低下しているものの、着実に借地による農地の流動化が進んでいる。

また、借入耕地面積率(経営耕地面積に占める借入耕地

表9 借入耕地面積率および耕作放棄地面積率の推移

(単位: %)

	借入耕地面積率						耕作放棄地面積率					
	2005年	2010年	2015年	上昇ポイント数			2005年	2010年	2015年	上昇ポイント数		
				05-10年	10-15年					05-10年	10-15年	
全 国	22.3	29.3	33.8	7.0	4.5		9.5	9.8	11.0	0.4	1.1	
北 海 道	19.7	21.7	22.7	2.0	1.1		1.8	1.6	1.8	△ 0.2	0.2	
都 府 県	23.4	32.5	38.6	9.0	6.1		12.3	12.9	14.4	0.6	1.6	
東 北	19.5	29.6	34.9	10.1	5.3		9.0	9.7	12.0	0.7	2.3	
北 陸	32.3	42.9	49.3	10.6	6.4		6.4	6.6	7.3	0.2	0.7	
北関東	22.7	29.6	36.0	6.9	6.4		13.1	13.6	15.6	0.5	2.0	
南関東	19.7	25.1	31.5	5.4	6.4		16.3	17.1	18.9	0.8	1.8	
東 山	22.1	31.2	37.1	9.1	5.9		19.8	20.4	21.1	0.5	0.8	
東 海	25.8	33.6	41.8	7.8	8.2		15.0	15.4	17.3	0.4	1.9	
近 畿	25.4	31.8	38.2	6.4	6.4		10.0	11.0	12.6	1.0	1.6	
山 陰	25.1	33.7	40.5	8.6	6.8		15.1	15.9	17.8	0.9	1.9	
山 陽	22.0	30.0	38.2	8.0	8.2		19.3	21.1	23.3	1.8	2.2	
四 国	17.0	23.2	27.3	6.2	4.0		18.2	20.0	22.5	1.8	2.5	
北九州	24.0	38.9	44.5	14.9	5.6		13.7	13.9	14.4	0.3	0.5	
南九州	30.4	36.9	42.2	6.5	5.3		11.2	11.1	11.6	△ 0.1	0.5	
沖 縄	31.9	33.0	33.8	1.1	0.7		10.8	10.4	9.0	△ 0.4	△ 1.4	

資料：農業センサス（2005年、2010年、2015年(概数値)）

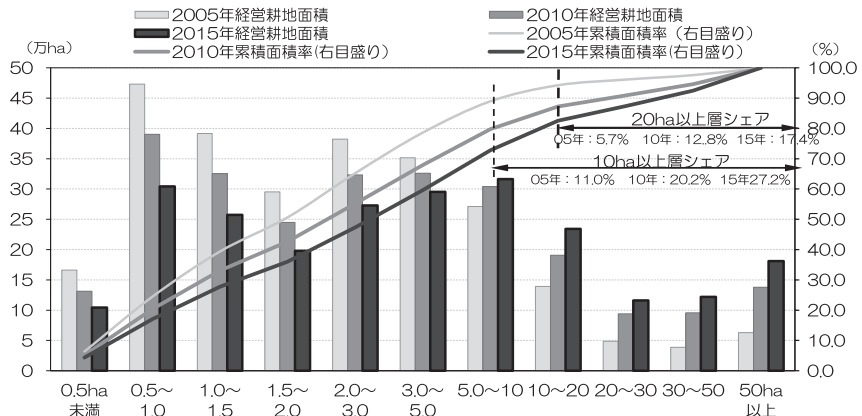
面積割合)によって地域ブロック別の状況をみると(表9)、
借地による農地の流動化が最も活発なのは北陸であり、
同面積率がほぼ五割に達している。この他、東海、山陰、
北九州、南九州でも四割を超えている。また、この五年
間に借入耕地面積率の上昇度合いが大きかったのは東海
と山陽であり共に八・二ポイントの上昇となっている。

一方、耕作放棄地面積(総農家と土地持ち非農家の合
計)も全国計で四二・四万haに増えており(七・一%
増)、放棄地面積率が二桁(一一・〇%)に達している
(前掲表7)。地域ブロック別の放棄地面積率をみると、
山陽で二三・三%、四国で二二・五%、東山で二一・一
%と高く、東北、北関東、山陽、四国では今期二ポイン
ト以上同率が上昇している。借地の増加による前進的な
農地利用が進む一方で、後退的な農地利用が並進する気
配が見え始めたのも、今期における農業構造変動の特徴
の一つと言えるだろう。

(3) 大規模経営体への農地集積状況

このように、農地利用の二極化傾向が再び見え始めて
はいるものの、大きな流れとしては大規模経営体への農
地集積が進んでいる。図3は都府県の農業経営体につい
て、面積規模別に経営耕地面積の集積状況を示したもの
であるが、5haを分岐点にそれ未満の各規模層ではいず

図3 都府県における経営耕地面積規模別の農地集積状況(農業経営体)

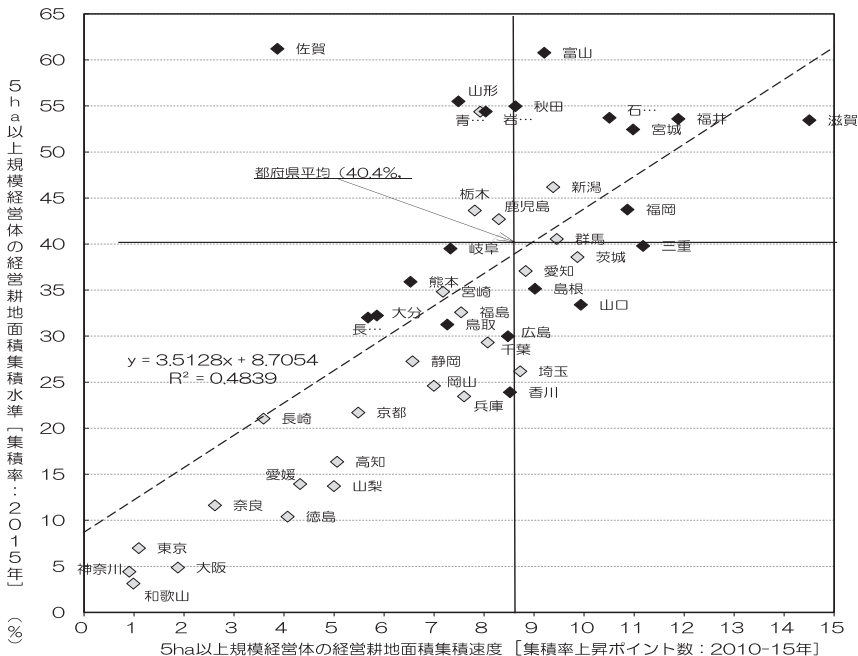


資料：農業センサス(2005年、2010年、2015年(概数値))

これに対し、五ha以上の各規模層では着実に面積が増加しており、五ha以上の経営体全体での経営耕地面積集積率は二〇一〇年の三二・一％から二〇一五年では四〇・四％へ、一〇ha以上規模層でみると二〇・二％から二七・二％へと集積率を高めている。なお、組織経営体の寄与が大きい二〇ha以上の超大規模経営全体でも一二・八％から一七・四％へと集積率を高めているが、前期に比べ今期の集積面積の伸びはいずれも低く、例えば「五〇ha以上」層の集積面積増加率は前期が一九・〇％増であった対し今期は三一・五％の増加にとどまっている。これは前述したように、前期の上昇が集落営農組織急増の影響を強く受けたものであり、前回センサスでこの規模層の集積面積がやや過大に把握されたこともその一因であると考えられる。

さらに、**図4**で都道府県別の農地集積状

図4 5 ha以上規模の農業経営体による農地集積状況の地域性（都府県）



資料：農業センサス(2010年、2015年(概数値))、集落営農実態調査(2015年)。

注. 集落営農組織の農地集積率が上位の20県を◆印で示した

る経営耕地面積集積率が最も高い都道府県は今回も佐賀県(六一・二%)であるが、集積速度は停滞している。また、集積率が五〇%を超えているのは、この他に富山県、山形県、秋田県、岩手県、青森県、石川県、福井県、滋賀県、宮城県の計一〇県存在している。この中で今期、集積率が最も上昇したのは滋賀県(一四・五ポイント上昇)であり、福井県、三重県、宮城県、福岡県、石川県の各県でも一〇ポイント以上の上昇となっている。総じて、大規模経営体による農地の集積水準が高い都道府県ほど、同経営体による農地の集積速度も速い傾向にあり、都道府県間の格差が拡大しつつある。

6 集落営農組織の展開状況との関係

最後に、前回センサスで構造変動の大きな要因となった、集落営農組織の展開状況との関係をみた。集落営農実態調査(農林水産省統計部)によると、集落営農組織数は今期九・四%の増加にとどまり(前期は三四・九%増)、前期に組織が急増した東北、北関東、北九州はほぼ横ばいとなっている。

また、集落営農組織の展開状況(組織による農地集積水準および集積速度)と農業構造変動を示す基本的な指標との相関分析結果をみると(表10)、今期は前期とは大きく異なり、集落営農組織の展開状況を示す両変数共

表10 集落営農組織の展開と農業構造基本指標との相関関係

n=47

	集落営農組織の農地集積水準 (農地集積率)		集落営農組織の農地集積速度 (5年間の集積率上昇ポイント)	
	2005-10年	2010-15年	2005-10年	2010-15年
集落営農組織の農地集積水準(農地集積率)	1.000 -	1.000 -	0.602 [**]	0.236 []
集落営農組織の農地集積速度(5年間の集積率上昇ポイント数)	0.602 [**]	0.236 []	1.000 -	1.000 -
総農家数増減率	-0.855 [**]	-0.322 [*]	-0.528 [**]	-0.241 []
販売農家数増減率	-0.897 [**]	-0.313 [*]	-0.582 [**]	-0.207 []
自給的農家数増減率	0.014 []	0.028 []	0.283 []	-0.140 []
土地持ち非農家数増減率	0.786 [**]	0.392 [**]	0.571 [**]	0.220 []
組織経営体数増減率	0.430 [**]	-0.245 []	0.407 [**]	0.138 []
農業就業人口増減率(販売農家)	-0.742 [**]	-0.116 []	-0.222 []	0.061 []
農業就業人口の高齢化率上昇ポイント数(販売農家)	0.053 []	0.133 []	-0.325 [*]	-0.242 []
経営耕地面積増減率(農業経営体)	0.192 []	0.522 [**]	0.140 []	0.145 []
借入耕地面積増減率(農業経営体)	0.753 [**]	0.149 []	0.882 [**]	0.175 []
借入耕地面積率上昇ポイント数(農業経営体)	0.889 [**]	0.371 [*]	0.780 [**]	0.312 [*]
耕作放棄地面積増減率(総農家+土地持ち非農家)	0.297 [*]	0.354 [*]	0.295 [*]	0.200 []
耕作放棄地面積率上昇ポイント数(総農家+土地持ち非農家)	0.014 []	-0.164 []	0.070 []	0.000 []

資料：農業センサス(2005年、2010年、2015年(概数値))、

集落営農実態調査(2005年、2010年、2015年)

注. 都道府県データを用いた単相関分析結果であり、[**]は1%水準、[*]は5%水準で有意な項目を指す

に、各構造指標との強い相関関係はほとんど見られない。農家数や農業労働力が前期を上回る減少となった今期の農業構造変動は、前回センサスのような集落営農組織の展開による極端な影響は受けていないとみてよいだろう。

ただし、集落営農組織の中でも、農産物の生産・販売を行っている組織（農業センサスで組織経営体として把握される組織）は今期も二六・〇％増加しており、南九州、四国、東海、近畿、山陽では五〇％以上の増加となっている（「集落営農実態調査」）。集落営農組織がこの五年間に経営体としての内実が備わったことによる変化や影響までは、この相関分析では捉えられていないことに留意する必要がある。

7 おわりに

二〇一五年農業センサス(概数値)の分析から農業構造変動の特徴をみてきた。限られたデータによる分析結果ではあるがこの五年間の構造変化の特徴が垣間見えた。

その第一は、販売農家数の減少率が過去最大となり、自給的農家数が減少に転じる中、土地持ち非農家数の増加がごく僅かにとどまったことから、農地所有世帯数の減少率が急激に上昇したことである。そしてその原因は、土地持ち非農家の不在地主化が加速したことによる

ものではないかと推察された。

第二は、販売農家において、農業後継者がいる農家が半数を割り、同居農業後継者がいる農家が三割を切る等、農家における経営継承の危機が一段と強まったとみられることである。

第三は、販売農家における農業労働力の減少と高齢化は引き続き進行しているものの、六五歳未満の各年齢コーホートの農業就業人口が男女共に増加したことである。

第四は、借地による農地流動化や大規模経営体への農地集積は着実に進んではいるものの、その速度は鈍化し、耕作放棄地の拡大によって農地総量の減少傾向が強まる兆しが見え始めたことである。

第五は、前回センサスで顕著であった、集落営農組織の展開に伴う農業構造への強い影響は、今回のセンサス結果からは確認することができなかったことである。

そしてこれら構造変化は、いずれも地域性を伴っていることがうかがえた。今後、順次公表される確定値に基づく二〇一〇年農林業センサスの各種集計結果や新旧市町村・農業集落別の小地域統計の公表を待って、引き続き今期の構造変化の態様とその地域性を詳細に分析していくことが必要である。

注
(1)

農林水産政策研究所(二〇一三)「集落営農の展開と農業構造―二〇一〇年農業センサス分析―」、構造分析プロジェクト研究資料【統計分析】第三号を参照。

(2)

今期の東北での農業経営体数の動向には、東日本大震災の影響(福島県の原因事故避難指示地域の約五、五〇〇経営体が調査対象外とされていることを含む)が少なからず現れていることに注意する必要がある。

(3)

二〇〇五年の農業センサス見直しによって、土地持ち非農家に加え、自給的農家の情報も「農業センサス農業経営体調査客体候補名簿」からの集計結果が用いられている。

座談会

二〇一五年農業センサスをめぐって

本号では、二〇一五年農業センサスの概要と特徴的な動きやポイントを農林水産政策研究所の橋詰登氏に報告をお願いし、それに基づいて意見交換を行った。橋詰氏の報告は前掲の論文として収録した。以下は質疑応答である。

谷口 橋詰さん、ご報告ありがとうございました。

今回のセンサスは少しでも入り口からもう一つ奥に入ろうとするとデータがないという状況なので、少しもどかしい感じをもちながらご報告もされましたし、聞いたほうもそういう気がしないではなかったですが、いろいろな点についてご質問があると思いますので、どうぞよろしく願います。いかがでしょうか。——どうぞ、梶井先生。

集落営農はどう把握されているか

梶井 ちょっと一点、質問ですけど、センサスでの集落営農組織のつかまえ方というのは前回と変わらないですか。

橋詰 変わりません。

梶井 実際に集落営農組織は経営体としての実質をもっているのかどうかという点については、前回かなりいろいろなところで疑問が出たわけですね。その疑問に答えるような調査内容の変更というものはなかったわけ？

橋詰 基本的には同じです。集落営農については、農産物の販売を組織で行っているかどうかがメルクマールとなっています。

梶井 それだけね。

橋詰 客観的基準が必要なので、販売があれば組織経



氏和信谷口司会

営体として把握しています。前回調査対象になっていけば客体名簿に残っていませんから、販売をやめていない限りは今回も調査対象になってはいます。前回、販売をしているかどうかを基準にせざるを得なかったのは調査員が判断するわけで、いろいろな基準を出しても事実上判断できないことからそうなったのですが、組織で販売をしていることのみで、組織経営体にしたことによって先ほどお話しした枝番管理のような、実態として個別経営が作業等々やっているものまでも、組織経営体として把握されてしまったわけです。組織経営体として把握されれば、構成農家の農地は貸付耕地となり、組織経営体の借入面積としてカウントされるわけですから借入耕地が急激にふえることになり、逆に、実際自分の機械で作業している農家であっても調査対象から外れ土地持ち非農家や自給的農家になり、販売農家数はぐっと減ってしまうような動きが前回あったわけです。今回もそういうことがないとはいきませんが、前回のようなことは多分ないと思われます。前回と同じように調査しているはずなので連続性はそれなりにとれていると思いますし、そういう組織でも五年間でかなり経営体

としての内実を備えてきていますので、そういう面では実態と統計の乖離がなくなってきたのではないかと私は判断しています。

谷口 前回のセンサスのときの評価にかかわるのですけど、つまり佐賀のようなところは農家がいなくなる形で集落営農に全部集まったということで評価されたとして、東北は全部そうではなくて集落営農に実際参加していても、結構個別農家として残った形で把握されるようなことはあり得たのですか。そういうものはなく、もう全国一律にきれいに集落営農に一本化されたのですか。僕はどうも不安があるのです。

橋詰 構成農家がどういう部門をやっているのかにように思います。

谷口 つまり複合部門をちょっともっていたりするからね。

橋詰 そういう農家は残ります。

谷口 だから実態は、稲作についてはほとんど同じようなことなのだけど、複合部門をちょっともっているために、こちらは個別農家が出てきて、佐賀のほうは全く出てこないという極端な差があり得たんですね。

橋詰 厳密に言えばそうですが、そのようにきちんと分けてすべて調査されているかどうかは怪しいです。

谷口 できないですね。

橋詰 建前上は、組織が対象とする作物の部分は組織経営体で把握し、それ以外の部分をやっていけば、それは農家の調査で把握する形になっています。

谷口 だから実態はどんどん変わっているのだけど、片一方は個別農家が全部なくなつて、片一方は残るといふことがあり得たということですね。

橋詰 そうです。

谷口 幾つか調査しても、そういうものが若干あった。私は残っていますという人と、全部消えちゃったところと集落によって違いが出ちゃう。

橋詰 畜産やハウス野菜なんかをやりながら、水田もやっていて、水田は組織に全部任せていけば、水田以外の部分だけで農家として残るものもありますし、水田しかやっていなければ土地持ち非農家になってしまうわけです。

センサスの事後調査は？



梶井功氏

梶井 今、センサスが終わってから事後調査みたいなのはやっているんですか。

橋詰 もう随分前からやっていないと思います。ち

ゃんと検証作業をしなきゃいけないわけですが、予算がない、人手がない、いろいろあって今は行われていません。

梶井 昔はあれをやつてうそつき率何%を出したんだけど、ないわけね（笑声）。

橋詰 ないです。自己申告の部分は過少になりますから、その辺がどのくらい違うのか検証していたのですが、他省庁のセンサスも含めて事後調査をやっているところはもうないので、農業センサスだけ事後調査というのは多分無理なのだと思います。

梶井 いや、ほかの省庁がやるはずないんだ。みんなメールでやれなんていっているだけだからね。

橋詰 たしか九五年を最後にして、事後調査は一切やられていないはずだ。だから前回のようなことが起こっても、実は何とも検証のしようがないのです。

雇用労働力は把握されているか

堀口 多分データがないのかもしれませんが。最初の「はじめに」の①から⑦の中で、例えば③の高齢化と雇用労働力。雇用労働力のところに関心があるのでですけど、この数字はまだ集計されていないんですか。

橋詰 残念ながら、雇用労働力のデータはまだ公表されていません。農業従事者の高齢化の状況程度です。た



報告の橋詰登氏

しか年齢区分別の従事人数とか出ていますので、あと平均年齢も出ていたような気がします。

堀口 四月以降ですか。

橋詰 四月以降に順次出てくると思います。いつの段階でどのデータが使えるようになるかはちょっとわかりませんが。ただ、注意が必要なのは、農業労働力については、販売農家のデータを分析しているだけだということです。大規模経営体が農地を集積してかなりやっているわけですけど、その多くは組織経営体です。その組織経営体の多くは集落営農であり、営農組織のオペレーターは、もともと農家だった人たちですが、その労働力は残念ながら詳細に調査されていないのです。数だけは一応わかるようになっていますが年齢別にはわからない。その人たちも加えて高齢化がどうか。労働力が減った、ふえたと議論しないと、販売農家の部分だけで議論していたら実態以上に高齢化は進むし、人数も減るということになってしまいます。

今回も労働力については、高齢化がさらに進んで平均年齢が何歳ぐらいになったとか、あるいは量的に二〇%ぐらい減ったということばかりが目されるわ

けですが、実は組織経営体で頑張っている比較的若いオペレーター、兼業オペレーターも加えれば一概にそうもいえない部分もあるのかなと思います。ただ、これは現在のセンサスの欠点でして、二〇一五年では常雇については年齢別に新しくとるようになったのですが、肝心の組織経営体のオペレーター等については従事日数別には把握されていますが、年齢別には調査されていません。かなりの部分が組織経営体によって担われるようになっていけるにもかかわらず、その労働力を加えた分析ができないというちょっとお粗末な状態になっているのです。

（司会者注…三月二五日公表の確定値で雇用労働（農業経営体）が提示された）

組織経営体はどうか

谷口 組織経営体の中で基幹的従事者の数は入っているのですか。そのようにつかまらないの？

橋詰 基幹的従事者という概念はありません。

谷口 なかった？

橋詰 組織経営体については従事日数別の男女別人数だけです。

谷口 それだけ？

橋詰 年齢別のデータありません。

谷口 それは後で細かく公表されるときにも出てこないのですか。

橋詰 調査されていないので。

谷口 されていない？ 例えば雇用している人と組織メンバー。

橋詰 常雇については、今回のセンサスから年齢別の人数をとるようにしています。

谷口 入っているのですよね。

橋詰 年齢別に新しくとるようになったのです。ところが、組織経営体の構成員・オペレーターについては年齢別データはありません。調査されていないのです。だから今回も、残念ながら組織経営体の労働力の年齢層がどのあたりにあるのかというのは分析できません。

谷口 雇用だけわかるのですね。

橋詰 常雇だけはわかります。常雇の数よりも、圧倒的に組織構成員のオペレーターのほうが人数は多いはずなのですが……。

谷口 だって多いですよ。

橋詰 そちらを先にとらずしてなぜ雇用者なのか理解に苦しむのですけど、そういう状況になっています。

谷口 僕らも強調してきたのは集落営農なんかが従来のオペレーターだけではなくて、雇用を入れる形でもって規模拡大したりしていると。それが次の農家になって

いくような道筋でもあるとか、そういう議論をしていたのです。そういうものが強調され過ぎて、そこだけとっちゃったのかしら。

橋詰 そうかもしれません。どういう理由だったのかはわかりません。

谷口 だけど本体のメンバーの数字がとれなきゃ中途半端ですね。

橋詰 次回のセンサスから改善してもらおうと思うのですが、そういう現状です。

堀口 組織経営体でも、法人化した組織経営体と法人化していないものはわかりますよね。

橋詰 わかります。

堀口 それ別には、今いった雇用労働力なんかが出ていますか。

橋詰 どういうクロス集計がされるかによるのですが、調査項目がありますから集計はできるはずですよ。

谷口 発表されるかどうかかわからないということですね。データそのものはつく

ればできるけど。

橋詰 公表されるのは集計したデータの中の一部です。ただ、関心があるところなので、恐らくそういう



堀口健治氏

データは出されるんじゃないかと思います。ただ、雇用についても、常雇はいいですが臨時雇は、昔は臨時雇と手伝いを分けていたのですが今は一緒になっています。

息子が休みの日にちょっと来て手伝ってくれる労働力も、お金を払ってある期間だけ雇っている労働力もみんな一緒になっていますから、はっきりいって分析データとして使えない状況です。

梶井 組織経営体の経営内部の構造というのは余り把握されていないということです。

橋詰 わかりづらいですね。ただ、集落営農は集落営農実態調査がありますから、そっちのほうの分析をやれば集落内にどのぐらいの農家がいる、何戸ぐらい組織されていて、農地はどのぐらい集積されているとか、そういうことはわかるようになっていきます。

谷口 ただ、それが地域の農業構造でどれだけ的位置を占めるかというのはセンサスでないとわからないから、集落営農だけぼつんと分析しても役には立たないでしょう。

橋詰 そうですね。

集落営農の合併は

谷口 きょう余り強調されなかったのですが、集落営農を中心とした組織経営体の合併という話は研究所で

は結構議論したのですか。そうでもないですか。

橋詰 実態として、合併して動いているところはまだ少ないと思います。

谷口 動き出ただけであって。

橋詰 地域別に大規模層での組織経営体の数と、それから集積面積の関係を分析してみても、経営体数が減っているのだけど面積がふえていけば合併等で動いているかもしれないわけですが、そこはちょっとわかりづらいですね。

谷口 そうすると現場のほうの運動としてはむしろ先に進んじやっているのかしら。というのは、全中の方針では今まで二〇〇三〇ヘクタールぐらいの集落営農をつくりましようといってきたのですが、去年の秋の大会からは、そういうものを幾つか束ねた一〇〇〇三〇〇ヘクタールぐらいの規模にまとめましよう、そうしないといろいろなことができませんよとなっている。こういうことは集落営農二〇〇三〇戸でもできるけど、それ以上の、例えば直売所をつくるだとかなんだとかいろいろなことをやろうとしても、規模が小さ過ぎて不十分だということの方針を大きく発展させたのです。それに当たるような実態がある程度あると判断しているわけです。一〇日ほど前にやった集会でそういう話をしたもののだから、ちょっと気になったのですけど。

橋詰

実態としてはまだそんなに動いてはいないのではないでしょうか。広島あたりが先進的ですが。

谷口

一部ね。富山とか。

橋詰

ええ、初めは集落営農の連合体みたいな形で緩やかにつくって、動きだしていますけど、まだ全国的な動きにはなっていないので、統計ベースで出てくるほどではないと思います。

谷口

そうすると運動としてはそういう方向が新しい方向だなんていっているだけで、まだまだ後ろを振り向いてみたら余りついてきていないという感じなのかしら。

橋詰

センサス分析とは全然違いますけど、やはり理屈ではわかっていても、なかなかそういう形で統合して大きくするというのはいろいろな障害もあるようです。

谷口

もちろん。

橋詰

そこを乗り越えるだけのものがないと、なかなか難しいということ。

谷口

中山間なんかでは合併までいなくてもネットワークにして幾つかの集落営農を束ねて、機械と人とをうまくやりくりするという話があちこち出ていますよね。特に中国地方に多いんですけど、それ以外のところでもそういう話はちらほら聞くのだけ。

橋詰

そういう場合、農業センサスの調査客体をどこにするかというのが難しくなってきた、それぞれがある程度独立性があれば、従来と変わらないし、一つでとってしまうとなると数は減ってくることになるので、把握の仕方が難しいですね。

谷口

そういう実態に合わせた調査手法を開拓しないと、どこからもつかまらないことになりますよね。

橋詰

そうですね。

谷口

いずれにしても、現実には難しいですね。

農業後継者の定義とは

梶井

ちょっと変な質問だけど、農業後継者というのはどういう定義になっていますか。

橋詰

これは昔から全く変わらないです。経営主本人の意向というか、考え方次第です。

梶井

経営主の判断？

橋詰

そうです。実際本当に帰ってくるかどうかはわからなくても、経営主が後継者だと判断すれば、今外に出ているも農業後継者になります。

梶井

この後継者は全部男ですか。

橋詰

いや、女性も入っています。男女は関係なく。

梶井

女性もいるのですか。

橋詰

男女関係ないです。

梶井 男女わかるのですか。

橋詰 今の段階ではわかりませんが。

梶井 何か調べてはいるのですか。

橋詰 個票の段階で、農業後継者にマークをつけていますので、同居農業後継者については女性の後継者かどうかわかります。

梶井 僕は調査票をみていないからわからないですけど、どういう定義でやったのですか。

橋詰 一五歳以上の世帯員で、農業経営を継承する予定の者です。継承するかどうかは経営主の判断です。

梶井 判断だけ？

橋詰 ええ、そうです。

谷口 本人には聞いていないですものね。

橋詰 聞いていないです。本人はそう思っていないかもしれないけど経営主が、農業後継者だと回答すればそうなります。

深刻化する経営継承問題

服部 今の点にちょっと関係するのだけれども、販売農家において農業後継者がいる農家が半数を割ると、それから同居農業後継者がいる農家が三割を切るなど経営継承の危機が一層強まっているというわけですよ。その背景の一つに核家族化というものが当然あるとは思

のだけど、農家の息子とか次男まで含めて、農業地帯に兼業機会があれば、ともかくうちで同居して、一時期、高校なり大学を出た後、農家から農業以外のところに就業して同居生活を続けることはあると思う。ところが、そういう兼業機会が非常に減っている。自分のうちにいて農外収入を得る機会が決定的に減ってしまっているの、もう大都市に行かざるを得ない。そういう状況がこういう問題の背景にあるのかなという気がするのだけれども、そこはどう考えておられるのかということが一点です。



服部信司氏

もう一点は、確かに経営継承の危機が一層深まっているということなのだけど、しかし他面からいったら、そういうところはもう農家も続けていくことができなくなるわけですね。今やっている人が本当に高齢化してしまった場合にはやめざるを得ない。いいかえれば、かつて北海道で起こったようなことが全国的に、特に東北なんかを中心にして起こってきているということだから、これは規模拡大の、あるいは専業農家がさらに規模を拡大していく条件でもあるんじゃないだろうか。一面では中小農家にとっての経営継承の危機が起こってい

るのだけれども、他面では大規模化なり専業農家がさらに規模を拡大していく条件が急速に広がっているというが、深まっていることかなと思う。そういう評価もできるんじゃないかという気がするのだけど、それはどうお考えですか。二点です。

橋詰 ありがとうございます。センサス分析の域を超えている部分もありますが（笑声）。今回これだけ販売農家の中の農業後継者のデータが動くとは、はっきりいって思ってもいませんでした。数値を出してみてもびっくりしたというのが事実でありまして、現状で実際中小規模の農家でこういう動きが顕著なのか、あるいは大規模層でもそうなのかは、まだわかりません。中小規模だけで動いて、大規模層は比較的確保されているのであれば今おっしゃるように……

服部 でも数が大幅に減っているというのは、中小規模層が減っているのですね。

橋詰 もちろん中小規模層が貢献はしているのですけれども、かといって大規模層も減っていないとはいえないわけで、その辺はもう少し規模別の分析をしてみなければわかりません。地域的にみても農家がどんどん減っていくといいというのは平場であればいいでしょうが、中山間のような地域であれば資源管理の面から考えても、そんなに農家が激減して本当に地域はもつのかと

いうこともありますので、地域別にもみてみる必要があります。

先ほどもちょっと話しましたけどマイナス面だけではなくて、この五年間で経営継承が進んだことによって下がるという可能性もありますから、それも分析してみなければわからないことです。したがって、まだこの数値だけからはなかなかあまだこうだとはいえないわけですが、現実問題として二〇一五年時点で販売農家の七割に同居農業後継者がいないということは、かなり衝撃的なデータなのかなと思います。もちろんそれがおっしゃるように就業機会との関連で高まってきたということはあると思います。これも就業機会が比較的豊富なところと、そうでない地域との差がどのくらいあるのか分析してみないとわかりませんので、要因については今後の宿題とならざるを得ないのかなと、今のところ考えています。

梶井 農業就業人口なり基幹的農業従事者の分析は、別途どなたかやっているのですか。

橋詰 もちろんやりますが、現時点ではデータが余りないので（笑声）。

コーホート分析が示す新たな事実

梶井 この間発表された概要の数字で、ちょっと農業

就業人口のコーホート分析をやってみたのです。

橋詰 私もやっています。

梶井 単純に農業就業人口を年齢別に比べると、各年齢層とも全部減っていますよね。

橋詰 はい。

梶井 しかし、これをコーホート分析でやりますと、特に一〇年、一五年の時期には六〇歳以下でみんなプラスになってきます。

橋詰 四五歳〜四九歳で僅かに減少していますがそれ以外はすべて増えています。

梶井 専ら農業就業人口の減少というのは六〇歳以上の老齡人口のところで大幅に減るという形で、五五歳ぐらいまでの各年齢層ともコーホート分析をやればふえています。

橋詰 そのとおりです。

梶井 その動きは、〇五年と一〇年のときには大体四〇歳から五〇歳のところで出てきたのです。定年帰農という形でもって、もう会社を終わったような連中の帰農というのがその形で、特に男子については出ていたわけ。それが一〇年と一五年の間では、特に五五歳以下の全年齢層でもってプラスになって出てくる。これは非常に特異な現象ですよ。僕は非常におもしろいと思うのですけれども……ただし今度の概要の数字では、年齢区

分の一番若いところは三〇歳未満でもって切っているのです。ですから、三〇歳以下のところの動きがわからないのですけれども、三〇歳以上になりますとコーホート分析をやれば全部、五五歳ぐらいのところまでプラスになって出てくる。

ということ、例えば後継者がいるとか、いないというところからの判断と、実際の農業就業者の動きと合わないんじゃないかという感じがしてしやうがないのです。だからコーホート分析をちょっとやってみてください。ただし、コーホート分析といったって、ただ単に年齢階級をずらして比較するのではなく、できれば各年齢階級の死亡率をカウントしてやってみていただきたい。ただし、単純に比較するだけでも、死亡率を考慮すればプラスになれば実際のプラスはもっと大きいはずだ。マイナスになればマイナスはもっと大きいはずだ。というはずだ。そのように読めるから、プラスの部分を読むときには随分積極的な意味をもって読めるのですよね。その点は特に男子について顕著である。女性はそれほど、それに引きずられて女性も若い年齢層でプラスのあれが出てきますけどね。

僕がざっと計算したやつの数値は会議所の全国農業新聞の先週号かな、二回か三回に分けてコーホートをやった数値は出してありますから。簡単なコーホートのや

つ。

橋詰 きょう報告しませんでしたでしたがコーホート分析はやっています。おっしゃるとおりでして、厳密にいうと七〇歳層以上が減少で、それ以下の層はふえています。五五〇五九歳、六〇〇六四歳、六五〇六九歳は、いわゆる定年でふえる層でして従来から増加していた層です。

梶井 今度のセンサスの非常に特異な現象でね。

橋詰 ただ、ふえているといっても数千という世界でして、四〇〇四四歳層なんかは二千人に満たない増加ですし、五〇〇五四歳層でも一万人ふえたというレベルです。

梶井 大体数千人以上で、一万人というのは一つぐらいしかなかったんじゃないか。

橋詰 大体一千〇六千人ぐらいで、各層でふえています。ただ、減少しているほうが莫大な数でして、七五歳以上では五八万人が減っていますから、増加人数を積み上げていってもとても減った数を補うことができていません。

定年帰農層も実は一時期非常に多かったのですが少し減っています、六〇〇六四歳のプラスも前々回だと八万人ぐらいだったのですが、今だともう五万七千人ぐらいしかふえていません。ただ、おっしゃるように従来だと若年層でコーホートさせると減少していたのが少しず

つふえているのは、新しく入ってきている人がいるということですよ。

谷口 それをどうみるかということはどうですか。

橋詰 新規で参入してくる人がある程度いるからこういう形でふえているわけですけども、量的にみればまだまだ全然不足している、ここをもっとふやさせないといけない。ただ、従来は若干マイナスになっていたものがプラスに転じていることは明るい傾向であるとは思いますが、まだ決定的に数が少ない。

谷口 それがどういう経営体の就業人口としてふえているかということはまだ分析できないですよ。

橋詰 それは今の段階では無理です。

谷口 今度の確定値でできるのですよね。

橋詰 そこまで詳しくはできませんが。

谷口 この後もしできないの？ データは出てこないの？

橋詰 経営組織別のクロス表を使えばどういう経営組織でふえているのかはわかると思います。

谷口 農家のレベルと組織経営体は別に出てくるでしょう。

橋詰 組織経営体については労働力の把握方法が異なるのでこのような形で明らかにすることはできません。

谷口 出てこないのか。

橋詰 農家しかデータはないですから。

谷口 もとはね。

橋詰 組織経営体の中で雇われた人たちはここには入っていません。

谷口 販売農家だけなんだ。

橋詰 あくまでも販売農家だけです。

新規参入者による就業人口増加

梶井 販売農家だけでもいいですから、こういう構造でプラスになったのかと。

橋詰 おそらく新規参入者の増加によるものです。

梶井 確かに今まで五〇歳未満でもって、そんな全年齢層にわたってふえることはなかったわけです。

橋詰 確かにそうですね。三〇〜三四歳層なんかはふえたりしていた時期もありましたけど、今回、確かにそれ以外でも少しずつふえている。

梶井 僕は統計部に、もう少し階層分析ができるような集計をやってもらいたいと思うんですけどね。

橋詰 これから経営組織だとか、規模別等のいろいろなクロス集計が出てきますので、それと年齢別の従事者数の動きをクロスさせれば、多少分析ができると思います。

梶井 今までクロス統計をやっても、たしか年齢別就

業者の統計はないですよ。

橋詰 年齢別の就業者を表則にしてクロス集計したものは確かにありませんが、経営規模別に二カ年並べてコーホートで比較するとか、経営組織別にみてみるとどういう作目でどういう年齢層がふえているかわかりますから。

梶井 一〇年センサスに関しては、そういう経営階層別だとか、経営組織別というやつのが就業人口の年齢別の数字は出ていますか。

橋詰 公表数値として出ているかどうか私は確認していませんが、集計はしていると思いますからデータはあるはずです。

梶井 集計はやっているのですか。

橋詰 多分していると思います。なくても、個票から集計することは可能だと思います。

梶井 今までなかった数字ですから、ぜひ今後分析してもらいたい。

橋詰 少なくとも経営組織別にみて、例えば施設野菜の単一経営で若手がふえてとか、そういうことはわかるはずです。

梶井 それが特に経営階層別に都府県でいえば、例えば五ヘクタール以上層での増加とか。

橋詰 土地利用型ではないと思いますので、経営規模

でみて多分出てこないのではないかと思います。特に若手は恐らくほとんどが野菜とか、施設園芸とか、そういったものの増加だと思います。

堀井 僕は今度のセンサスで明るい材料といえ、さっきの上層への集中と五ヘクタール以上なり一〇ヘクタール以上の増と、それとコ－ホートによる若い層の連中がふえているということが唯一の明るい材料だと思ったんですよ。あとはもう暗い材料ばかりですね（笑声）。

橋詰 確かにおっしゃるとおりだと思います。

センサスは分社化を捕捉しているか

堀口 全然別な観点になるんですけど、多分捕捉は難しいでしょうが、かなり規模が大きくなった法人で分社化する。グループ企業として事務所は同じ場所にあるのだけど、法人を二つ、三つに分けて税務申告をする。法人として別の体系で、しかし現実の一つの経営として動いている。例えば香川で会ったのは技能実習生の、三年間雇用、毎年三名だから九名でしょう。それが十数人必要なものだから法人を二つにしているのです。だからグループ企業なんだな。

谷口 たくさんの人を入れておいて一緒に使っているということですね。

堀口 そうそう。技能実習生というのは一つの法人に

雇われているわけで、ほかに動かすことはできないでしょうといったら、いやいや、作業の受委託でできるのですよということです。センサスとして、それは当然別な法人として組織経営体を押さえていくことになりますよね。

橋詰 いろいろなパターンがあるので一概にいえませんが、基本的には事業所をベースにして捉えています。そうしないと大変な巨大企業になっちゃうので、それぞれ状況が違うので、細かなところはわかりませんが。

堀口 ちょっと質的にも違ったりすると本当に難しい。これはある意味で簡単なんだけど、トマトのハウス栽培をやっている農家が自分でも直売所をもっているのです。それで直接売っちゃうのだけど、人を雇用してハウスでやるのを、個人事業主を法人化しないでそのままにしている。それで同じ経営なのだけれども直売所で売るトマト、全量そこで売っているのだけど、個人事業とは別につくった法人に売却。何でそんなことをするのですかといったら、売れるところではもうかるけど、ここは法人化して同一税率の法人税で払うんだと。個人事業主のほうでやっちゃうともうけは累進税率の所得税でもっていかれるから、だから分けているのですというので、普通の企業の税務対策みたいなことをやっている。

当然販売だけやっているところは農家じゃないですよ。ね。

橋詰 そうですね。

堀口 センサスの対象にならないよね。

橋詰 農家が販売もやっていけば一連の関連事業ということで捉えます。ただ、販売のみであれば当然入りません。

堀口 だから農産物の流通業者になっちゃうんだな。

橋詰 多分そういう形で雇用している人も、農家が雇用しているのではなくて、販売するための会社が雇用しているというようにみないとおかしい数値になってきませんよ。

堀口 そういう特に規模の大きい法人化したところはいろいろな動きが出てきて、捉えるのは大変だなと。

橋詰 特に、一戸一法人における経営内容の把握はなかなか難しいですね。

堀口 澤浦さんだから、あそこは昭和村か。

幾つもの持っているのだよね。しかもあれん分けしたところとも連携して、全国、グローバルにグループ企業になっているんだね。こういうのも捉えるのはなかなか難しい。

谷口 それはセンサスが名寄せをしないから、事業所単位では違う県に存在するものを一つの経営体としてな

って絶対捉えないですよ。ね。現実には関係して展開していますよ。

堀口 そうだね。

橋詰 ほかの省庁のセンサスでも基本的には事業所単位で捉えていますから。

谷口 あくまで事業所統計だからね。

橋詰 基本的に農業センサスも事業所ごとという形でやっているはずですよ。

就業行動の把握はむずかしい

谷口 工業統計も同じだから。

ところで、私、東京農大に移って農家の後継者の学生を卒論で面倒をみているのです。そうすると、これは難しいなとつくづく思ったことがあるのです。それは大学を卒業する直前までどこに行くかという進路を決めない。結局は、自分のうちを継ぐのだけど、それまでは絶対親には継がないぞ、継がないぞとずっとしている学生が結構多くて、だから逆に親がどのように把握してセンサスに対して回答しているか。裏側からみていたんです。ですけど微妙ですよ。ね。逆もあって、本当にもう完全に他産業への就職を決めちゃって、ところが最後になって自分でいろいろ判断して、やっぱりうちを継ぐかみたいなものもある。それからうちを継ぐ、継ぐといっても、

突然いい就職先が見つかったらぱっとそっちへ移っちゃって、親もそのぐらい遊んでもいいかみたいところがある。だからなかなか後継者の問題については、親と子供の間の行動様式を正確に理解した統計をつかむのは難しくなっているなと思います。就職に関しては昔ほど親の意向どおり子供が動かないですよ。これは実感でわかった話で統計数値じゃないですけど。

橋詰 親世代が五歳加齢して高齢化していますから、五年前はまだ子供が多分継いでくれるだろうなと思って後継者になっていたのだけど、やっぱり無理だなと諦めて後継者なしにしまったという可能性もありますよね。その辺はちょっと難しいです。

谷口 それはもうしようなない。ただ、昔より強まっているかなという気がする。

橋詰 いずれにしても、昭和一桁世代がもう八〇を超えちゃっているわけですから、その辺の結構頑張ってきた世代がどのように思っているかによって随分変わってきます。

堀口 学生といえば、うちの農業経営大学校も全員就農するのだけど、一つは兄弟で後を継ぐ。あるいは、おやじさんたちと兄弟で一緒にやる。通常は法人化するのだろうけど、法人化しないで姉妹で酒米をつくりますとかね。稲作で仙台でおやじさんがやっているうちに、そ

こへ親元就農で戻るのだけ。

谷口 誰が継ぐといわれている？

孫ターン

堀口 お姉さんで、彼女の名義で農地を借りるのだけど、それを妹も手伝うのです。姉妹のブランド名で酒米をやるなんて動きがあるのと、もう一つは孫ターン。

谷口 一世代飛んでね。

堀口 両親はもう都会にいて、自分は農業をやりたいから孫ターンで行くと何とか農村の地域と結びつける。これも結構一つ、二つ出てきている。いいじゃないのと勧めているんだけどね。

橋詰 この間、テレビで孫ターンをとりあげていましたね。おやじさんはもう全然農業を継ぐ気はないけど、孫が農業をやりたいからと、おじいさんが相当大規模にやっている農業を継いだりとかしていました。そういうのもあるかもしれないですね。

服部 兄弟というのは、アメリカでいうとパートナーシップですな。

堀口 アメリカなんかはそういうのが多いよね。家族による共同経営みたいな、異なる家族経営。

梶井 それに多少かわるけど、手伝いというやつの中身は余り調べてない？

橋詰 今は臨時雇と一緒になっています。

梶井 一緒にたに何人だけ？

橋詰 人数と作業日数ぐらいたったと思います。

谷口 先生がおっしゃっている手伝いというのは家族員による手伝いですか、それとも外から。

梶井 八〇年センサスが終わったときかな。あの後で、たしか広島が何かで調査へ行ったときにぶつかったんだけど、都市に出ていっている息子が休みのときには帰ってきて手伝うんですよ。それは手伝いの日数を書いて、息子のやつは非就業者だったんだね。全然センサスなんかには出てこない。それで僕は通農勤労者を把握する必要があるという雑文を書いたことがあるのです。農林統計調査の雑誌に通農勤労者を調査しろと書いたことがあるのだけど、今そういうやつは全然ないですね。

橋詰 その当時は手伝いという形で、同居していないので世帯員としては把握されないので、他出している子供が自分の家の農作業を手伝ってくれば、何日従事したかということだけは把握していたのですが、今は臨時に雇用している人と一緒に把握しています。臨時で雇用している人が男女別に何人いて、従事日数が何日かといった合計した日数だけです。その中に手伝いの人も入る。子供たちが週末に帰って農作業をする日数も含まれているわけで、雇用者なのか、自分の子供の手伝いな

のかは残念ながら今はわからなくなっています。

梶井 やはり統計調査事務所を縮小すると、こういうことになるんだな。

橋詰 センサス研究会を開いて有識者の意見を踏まえながら調査項目の変更を行っているはずなのですが。手伝いと臨時雇は分けて把握すべきだとずっと注文を出しているのですが。なかなかそこは……。

谷口 時間になりましたので、以上で終わりたいと思います。どうもご苦勞さまでした。

消費税とマイナンバーが農業に与える影響

農業経営コンサルタント・税理士 森 剛一

「インボイス」導入の衝撃

二〇一六年度税制改正関連法が三月二十九日に成立、一〇％への消費増税時に軽減税率を導入することが正式に決まった。「リーマン・ショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り」、二〇一七年四月に酒と外食を除く全ての飲食料品の税率を八％に抑える軽減税率制度が始まる。これに伴って二〇二一年四月に導入されるインボイス制度は、農産物直売所など農産物流通の商習慣の改変を迫り、農業法人の利益分配や法人形態の変更を促すことになる。

インボイスとは、請求書や領収書に消費税額と事業者番号を記載したものだ。二〇二一年四月以降、事業者の消費税の納税計算は、現在の帳簿方式に取って代わって原則としてインボイス方式によって行われる。「インボイス方式」とは、インボイスに記載された税額のみを仕

入税額控除することができる方式で、正式には「適格請求書等保存方式」と呼んでいる。この適格請求書は、課税事業者のみが交付できるもので免税事業者は交付できない。

その結果、免税事業者からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除ができないことになり、免税事業者から購入すると、購入した事業者の納税負担が増えることになる。例外として卸売市場や農協などせり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次業務を行う者によって代替発行された請求書については免税事業者からの課税仕入れの分も仕入税額控除が認められる。

インボイス方式で農産物直売所が潰れる？

しかし、農産物直売所は委託者が販売価格を決定しているのので無条件委託販売には該当しない。このため、農

産物直売所が代替発行したレシートでは仕入税額控除を行うことはできず、事業者が農産物直売所で購入した農産物について仕入税額控除をするには農産物直売所にインボイスを発行してもらう必要がある。

インボイスの発行について、レジシステムの変更を行って現状のレシートの様式を修正すれば対応は難しくないとといった主張をする有識者もいる。ところが委託販売の形態を採る農産物直売所では、その対応は簡単ではない。農産物の直売所で複数の農産物を購入すると購入した農産物ごとに生産者が異なることも多い。この場合、委託販売では一枚のインボイスに複数の生産者（販売者）の事業者番号を印字しなければならない。また、財務省の担当者の話によると、事業者番号だけでなく、生産者が課税事業者の場合は生産者ごとに本体価格の合計と消費税額を表示しなければならないという。これではレジシート（インボイス）はとても長いものになってしまう。

レジシートが長くなるだけならまだしも、レジシステムを改修して複数の生産者の事業者番号を登録しておかなければならない。この場合、レジシステムの改修の費用がかかるだけでなく、生産者の登録番号の提供を求めて登録するという事務負担が生ずることになる。とくに事業者番号の登録は、農産物直売所に新たな課税事業者

図. 適格請求書のイメージ

請求書	
〇〇御中	
11月分	20,000円(本体)
11/1 食料品	5,000円
11/8 雑貨	5,000円
合計	20,000円
消費税	1,800円
(10%対象 10,000円)	消費税 1,000円)
(8%対象 10,000円)	消費税 800円)
△△(株)	事業者番号 XXX-XXX

委託販売の場合、課税事業者の委託者ごとに本体価格、消費税、事業者番号を表示

の生産者が加わるたびに行わなければならないので負担が大きい。

ところで、農産物直売所の購入者のほとんどは消費者なのでインボイスを発行する必要はないのでは？という疑問を持たれる読者も多いだろう。しかし、販売者が課税事業者の場合、適格請求書（インボイス）の交付義務が課されるので、購入者に一人でも事業者がいればインボイスを発行せざるを得ない。加えて、大規模な農産物直売所では販売額の一割以上が飲食店など事業者に対する販売額であるという。インボイスの発行に適切な対応ができない農産物直売所は、大幅に売上げを落とすことになりかねない。購入者から求められた場合にサービスカウンターで別途、適格請求書を発行すれば良いのではと思われるかもしれないが、手書きの領収書の発行するのは訳が違う。生産者ごとの本体価格の合計と消費税額、事業者番号を記載しなければならず、顧客を待たせないよう短時間という前提となると手書きで対応ことは不可能に近い。また、インボイスの発行に対応するだけでなく、売り場の農産物の表示にも生産者名に加えて事業者番号など生産者が課税事業者か否かの情報をラベルに表示することを余儀なくされる。飲食店などの事業者は、自身の消費税の納税負担を軽減するには、課税事業者の生産者の農産物を選んで購入する必要があるから

だ。

こうした農産物直売所の実態を踏まえば、インボイス制度の導入によって消化仕入れ方式による買取販売に変更する動きが出てくるだろう。しかしながら、農産物直売所では、委託販売を前提としてシステムが構築されているので、委託販売を買取販売に変更する場合には、システムの一部の改修ではなく、システムの全面入替が必要となる。一方、スーパーマーケットのレジシステムは買取販売を前提としており、スーパーマーケットのインショップの形態の農産物直売では相対的にレジシステムの改修費用が少なくて済む。こうなるとシステム改修費用の差で、農産物直売所とスーパーマーケットの間の競争力に格差が生ずることになる。結果として、農産物直売所が衰退し、スーパーマーケットのインショップが栄えるといったことにもなりかねない。

また、農産物直売所における委託販売から買取販売への販売形態の変更は、二〇一八年度から導入が予定されている収入保険制度にも影響を与える。農産物直売所に販売する農業者については、農産物直売所が買取販売に変更すると農業者の農産物の販売収入が大きく減少するからだ。一般に農産物直売所の販売手数料は一五～二五％程度と言われるが、主として農産物直売所に販売する農業者の場合、買取販売への変更によって売上高が一五

く二五％程度、減少することになる。収入保険制度では、対象年度の収入が平均収入の九割を下回れば、下回った金額の九〇％の保険金を受け取れる仕組みが想定されている。一、〇〇〇円（委託販売手数料を引いた手取りが八五〇円）だった野菜の売上げが、買取販売になると八五〇円になる。農産物直売所が買取販売に変更しても実質的な手取りは変わらないが、そのことで農業者の販売収入が減ったとして保険金が給付されることにならないよう、収入保険における販売収入を補正するなどの対応が必要になってくる。

マイナンバー制度が農地中間管理機構を救う？

二〇一六年からマイナンバー制度が導入されたが、これが農業法人の事務負担を増やすことはあまり知られていない。法人が支払う不動産の使用料等について同一の個人への年支払合計が一五万円を超える場合、税務署に支払調書を提出しなければならないが、二〇一六年分（二〇一七年一月提出分）の法定調書からマイナンバーの記載が必要となる。このため、農業法人では、年一五万円超の農地賃借料を支払う農地所有者からマイナンバーの提供を受ける必要が出てくる。マイナンバー制度では、マイナンバーを他人に不当に提供したりすると処罰の対象になるので、提示されたマイナンバーの管理には

細心の注意を払う必要がある。

こうしたなかで、マイナンバー制度のおかげで農地中間管理機構（以下「機構」という）の活用が進むかもしれない。なぜなら、機構を活用するとマイナンバー制度への対応も簡単になるからだ。機構を通して借りた農地は、農地賃借料の支払先が機構なので農地所有者からマイナンバー（個人番号）の提供を受ける必要がない。また、機構は法人なので機構から借りた農地の賃借料について機構のマイナンバー（法人番号）の提供を受ける必要もない。機構の活用は思うように進んでいないが、マイナンバー制度が活用推進の一助を担うことになるかもしれない。

マイナンバー制度は農業法人の労務の対価の支払い方も変えるだろう。賃金などの給与は支払金額にかかわらず受給者の居住市区町村に給与支払報告書を提出しなければならないが、二〇一六年分からマイナンバー（個人番号）の記載が必要になる。ところが、農作業受委託契約による作業委託料、圃場管理料や農事組合法人の従事分量配当は支払調書の提出が不要なので、マイナンバーの提供を受ける必要がない。そこで、労務の対価の一部を雇用契約ではなく農作業受委託契約に変更して支払う動きが出てくるだろう。また、給与制を採っている一部の農事組合法人もマイナンバー制度の導入で従事分量配

当制に変更することになるかもしれない。

集落営農の農事組合法人は株式会社組織変更？

従事分量配当や作業委託料、圃場管理料として労務の対価を支払えばマイナンバーの収集が不要になるだけでなく、これらの支払いは課税仕入れとなるので支払う農業法人の消費税の納税負担が減る。二〇一七年四月の一〇％への消費増税によって、その負担減のメリットがさらに大きくなる。マイナンバー制度導入と消費税増税は、農業法人における労働形態を雇用から従事分量配当や作業委託へと変更を促すことになる。

ところが、いったん従事分量配当や作業委託に振れた振りが、再び雇用の方に戻ってくるだろう。従事分量配当の支払先の農業者のほとんどは免税事業者なので、インボイス制度の導入によって従事分量配当が事実上、仕入税額控除の対象から外れることになるからだ。二〇二一年四月のインボイス制度の導入後三年間は免税事業者からの仕入税額控除が八〇％認められ、二〇二四年四月からの三年間は五〇％が認められるが、二〇二七年四月からは免税事業者からの課税仕入れは認められなくなる。

従事分量配当は受け取った個人では事業所得（農業所

得）の雑収入として課税される。従事分量配当に対する必要経費は基本的にはないため、従事分量配当はまるまる課税される。一方、給与として支給すれば受け取った個人で給与所得となるため、給与所得控除（最低年六五万円）を差し引くことができ、個人の所得税・住民税の負担が軽くなる。

こうなると労務の対価を従事分量配当でなく給与として支払った方が良いということとなり、給与制に移行する農事組合法人が増えてくる。農事組合法人のメリットは、労務の対価を従事分量配当として支払えることなので、そもそも農事組合法人である理由も無くなる。このため、農事組合法人から株式会社組織変更するケースが増えるだろう。また、集落を超える広域の農業法人に事業譲渡したうえで、自らは地域資源管理を行う集落組織として一般社団法人に組織変更する農事組合法人も出てくるかもしれない。

生乳の販売が委託販売から買取販売に変わる？

インボイス方式の導入は、生乳の販売形態にも影響を与えるかもしれない。これまで酪農家は毎月の乳代精算書に基づいて経理を行ってきた。しかし、インボイス方式が導入されると乳代精算書一枚では済まなくなる。たとえば、乳代精算書からは販売手数料が控除されている

が、適格請求書としての要件を満たすには、農協や指定団体、全国連などの事業者ごとに事業者番号や販売手数料の本体価格・消費税額を明記しなければならない。このため、乳代精算書の別紙明細の形で委託販売手数料のインボイスを発行する必要があるだろう。控除項目の中には乳量に応じた賦課金のように消費税不課税のものもあるが、不課税のものには別紙明細としてのインボイスは発行されないで、乳代精算書の各項目が消費税の課税か不課税か明確になるメリットもある。

しかし、いっそのこと生乳販売は委託販売から買取販売に変えた方が簡単かもしれない。その理由は三つある。一つは、酪農家のほとんどが消費税の課税事業者だからだ。JAや酪農協は、買取販売に変更しても課税事業者である酪農家からの課税仕入れを仕入税額控除できるので不利益を被ることはない。二つ目の理由は、買取販売であれば乳代精算書に委託販売手数料を表示する必要があるなくなって販売手数料を徴収する事業者ごとに事業者番号や本体価格・消費税額を記載する手間も省け、酪農家の経理が楽になる。三つ目は、乳代精算は月ごとの精算が可能で、米・麦・大豆などのように長期精算払いの必要性がないからだ。穀物では委託販売によって概算金と精算金とに分けて代金精算をする必要があるが、乳代精算では、単価が後決める点が一一般と異なるもの

の、買取販売でも対応可能である。

規制改革会議の提言を基に、生乳の流通自由化の検討が始まった。酪農家が指定団体傘下のJA・酪農協ではない業者や直接に乳業メーカーに生乳を販売しても加工原料乳生産者補給金を受け取れる仕組みになれば、生乳の販売代金とは別に国から直接に補給金が交付されることになる。農協が委託販売で業者が買取販売となると酪農家にとって価格の比較が難しくなるだけでなく、農協は全国連や指定団体の販売手数料についても説明責任を負うことになり、農協の負担が増えることになる。

野菜や果物の販売は生産部会などの法人化で対応

この点、野菜や果樹の生産者は免税事業者が多いので、JAが買取販売に変更することは難しい。かりに買取販売とした場合、JAは免税事業者からの課税仕入れについて仕入税額控除ができなくなる。一方、無条件委託販売であれば、販売先の事業者はJAが代替発行した請求書によって仕入税額控除ができるので、販売先の事業者も不利益になることはない。

ところが、契約栽培で無条件委託販売にも共同計算方式にも該当しないものは、JAなどが代替発行した請求書では仕入税額控除が認められない。こうなると販売先の事業者からは、適格請求書の発行を求められることに

なる。その結果、JAなどが生産者から農産物を買って事業者に販売する買取販売の形に変更して、取次業者ではなく販売者としてJAなどが適格請求書を発行することが求められる。しかし、買取販売に変更した場合、JAは免税事業者からの課税仕入れについて仕入税額控除ができなくなる。

この場合、生産者が課税事業者か免税事業者かに関係なく、本体価格に消費税額を上乗せした金額でJAが買収した場合、免税事業者に上乗せした消費税分は仕入税額控除の対象とならないのでJAが損をすることになる。しかし、JAの損は販売益で償うことになるので、結局は課税事業者である大規模生産者から得た販売益で損を埋めることになり、課税事業者である大規模生産者の負担でJAの販売事業を運営することになってしまう。

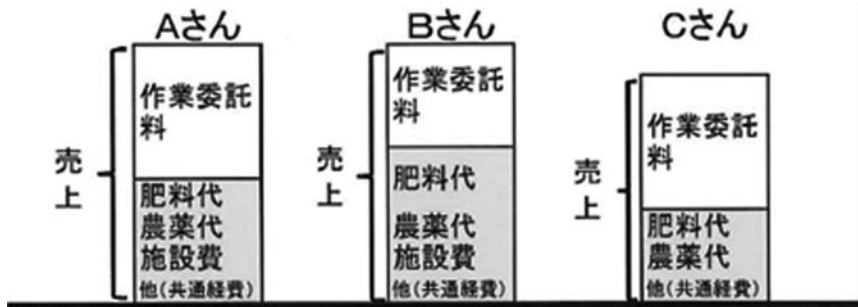
したがって、課税事業者の生産者に不利にならないようにするには、免税事業者からは消費税分を上乗せしないで買収するという対応をせざるをえない。ところが、この場合、免税事業者が肥料や農薬などの生産資材を購入する際に支払った消費税が販売価格に転嫁されないの、今度は逆に、免税事業者が「損税」を抱えることになってしまう。結局、この問題を解決するには、免税事業者に課税事業者を選択してもらうしかないが、零細な

農業者のすべてに課税事業者として消費税の申告を行わせることは現実的な対応とは言えない。

そこで、考えられる方法が、野菜や果樹などの生産部会単位で法人を設立し、零細な生産者には形式上、法人の一部門として事業を運営してもらうという方法である。具体的には、法人の農産物の売上げと生産資材の仕入を生産者ごとの枝番を付けて管理し、生産者ごとの売上げと仕入れの差額を生産者への委託費として支払う方法である。これを「収入差プレミアム方式」と呼んでいる。

この「収入差プレミアム方式」を導入した事例として沖縄県の農業法人を紹介しておきたい。この農業法人は旧日本軍の飛行場跡地の村有地の農地を活用してマンゴーや菊などの施設園芸やサトウキビやニンジンなどの畑作に取り組んでいる。農業法人は集落ごとに設立され、それぞれが集落の農業者を構成員としているが、法人が利用権を有する農地に法人名義の園芸用施設を建てて一棟ごとに農業者に管理を委託する方式を採っている。販売は法人名義として行われ、農業者ごとの枝番を付けて売上げを区分する。同様に、農業者が使用する肥料・農薬等の生産資材も法人名義で購入して農業者ごとに枝番を付けて区分し、農業者ごとの売上げから材料費と「基準収入」を控除した残りの額を作業委託料として支払う。この場

図. 収入差プレミアム方式による農業者への作業委託料の支払い



合の基準収入は、ハウスの減価償却費や事務費に相当する額で契約により設定される。

この「収入差プレミアム方式」は、売上げによって農業者の手取りとなる作業委託料が変動し、農業者の努力が反映される仕組みだ。加えて、生産資材の購入の際に支払った消費税を法人として仕入税額控除ができる。その結果、個々に管理を委託された農業者が「損税」を抱えることもない。また、農業者が使用するパート労働者に支払う労賃も法人の経費とすることで、法人としてパート労働者のマイナンバーを管理することができる。このため、個々の農業者では難しいマイナンバー対応も法人が支援できる。さらに、農業法人の販売や経理をJAと行政が支援することとしており、産地育成の新たなモデルとして注目される。

今後、野菜や果樹などの生産部会が、こうしたモデルケースを参考に免税事業者の生産者を構成員とした農業法人を設立してJAや行政が支援する仕組みを展開していくことが、インボイス方式やマイナンバー制度などに対応する一つの解決策となるだろう。

「連載 農研機構研究機関からの成果報告」

⑩

自脱コンバイン排わらかッタの改造で稲わらの乾燥を促進し回収率向上

農研機構 中央農業研究センター 重田一人

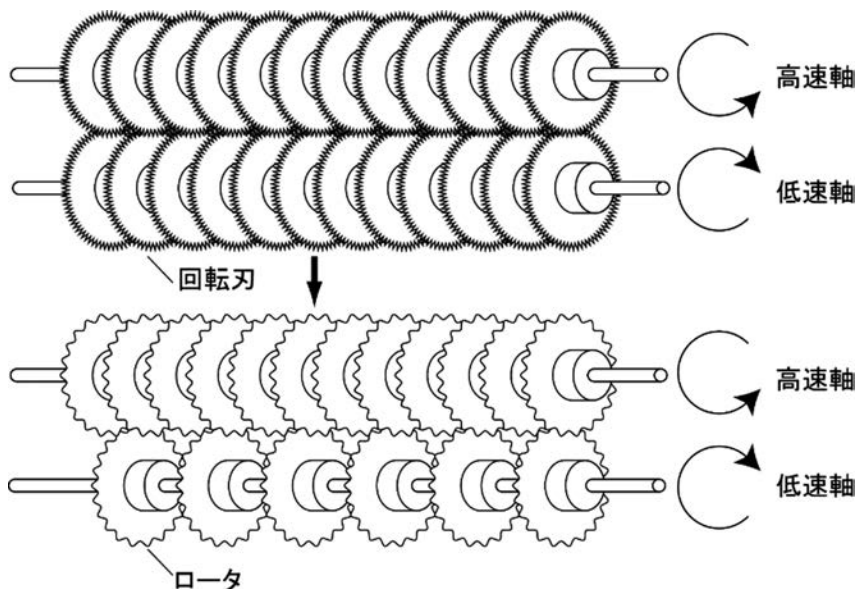
Ⅰ はじめに

わが国では、稲わらの生産量は米の減産に伴って減少傾向にあるものの、毎年八〇〇万トン以上生産され、古くから家畜の飼料や農業用資材として幅広く利用されてきた。しかし、近年はコンバインの普及や飼料の輸入拡大等により利用率が低下し、大部分が圃場にすき込み処理され、飼料用に利用されるものは約八〇万トンにとどまっている。最近では、飼料の自給率向上や安全性等の観点から国産稲わらの価値が見直されるようになり、例えば汎用飼料収穫機による生稲わらサイレージの収穫調整技術が開発され、自脱コンバインと汎用飼料収穫機を利用した稲わら収集体系が構築されるなど、収穫調整方法の改善が図られ、さらに乳酸菌添加により稲わらロールベールサイレージの発酵品質や栄養価の改善が図られる

ことで飼料価値が向上するなどして、利用拡大が推し進められている。近年はバイオエタノールの原料としても注目され、製造方法の開発や、収集運搬体系の構築やモデル化等がなされた。

稲わらの有効利用には、収穫後の排わらを高品質の状態で収集することが必要で、飼料用にサイレージ調整する場合を除いて、品質保持と運搬コスト低減のためには、乾燥して収集することが望ましい。稲わらを保存に適する水分まで乾燥させるには、反転しない場合では一日以上圃場に放置する必要がある。しかし、わが国では稲の収穫時期は秋雨の影響で比較的降雨量が多く、三日以上晴天が続くことが少ないため、乾燥まで日数が多くかかり、品質劣化が問題であった。さらに、圃場での乾燥待ちが全体の作業性に大きく影響するため短

図1 排わらかッタ改造の模式図



期間で乾燥させる方法の実現が望まれている。

二〇一四年の自脱コンバインの国内出荷台数は約二万台であるのに比べ、普通コンバインは六六一台と少なく、そのうち北海道が約半数を占めており、主に畑作で用いられているため、稲の収穫作業は主に自脱コンバインによって行われている。ほとんどの自脱コンバインには、こぎ胴を経由した稲わらを細切断してコンバイン後方の圃場に落下させるための排わらかッタが取り付けられていて、これにより切断されたわらははロールベアラで収集する際に拾い上げ装置にかかりにくいため、わらを収集する場合は排わらかッタを使用せず長わらのまま排出することになる。このため、これまで長わらの乾燥を促進させるための工夫がなされてきた。例えば、自脱コンバイン専用の立体放出装置は、排出される長わらを四束程度ずつ縛って立ちわらとすることができ、しかし、人力による補助作業を必要とすることもあり、さらに、束ねられた稲わらは通気性が悪いため内部まで十分乾燥するためには日数が多くなり、降雨の影響を受けやすいという問題がある。排わらかッタの代りに自脱コンバイン用排わら圧砕処理装置で乾燥を促進させる試みがなされたが、排わらかッタを別装置と交換するため費用が多くなる。さらに、汎用コンバインで収穫作業を行うことにより、稲わらがこぎ胴内を通して打撃を受け

て折れ曲がるため、長わらより乾燥しやすくなるとされている。しかし、前述のように汎用コンバインでの稲收穫は自脱コンバインほど普及していないのが現状である。そこで、稲收穫用機械として広く普及している自脱コンバインで、低コストで稲わらの乾燥を促進する効果を得られるため、排わらカッタの部品交換で容易に実現できる方法を考案した。

Ⅱ 稲わら圧碎装置について

排わらカッタは、二本の回転速度が異なる軸（高速軸と回転速度が高速側の約一／四の低速軸）に円形の鋭利な刃が一定間隔で装着されており、互いにわらを掻き込む方向に回転する。回転軸間距離は互いの回転刃が一部重なり合うように設定されているため、この二軸の間を通過する際に、わらは細かく切断されてコンバインの後方に落下する。この回転刃を、回転によって稲わらを掻き込めるよう外周が波形になっている回転板（以下、ロータ）と交換することにより、切断しないでわらを折り曲げるように改造した。（図1）このために用いたロータは、掻き込みホイールという名称でカッタに装着されている部品であり、外形が波形になっているのに加え、回転軸への装着が容易であるという特徴がある。ロータの配置は、一二〇mmおきに交互に配置し、高速軸側はわ

図2 圧碎ありとなしの稲わら



圧碎あり（圧碎わら）



圧碎なし（長わら）

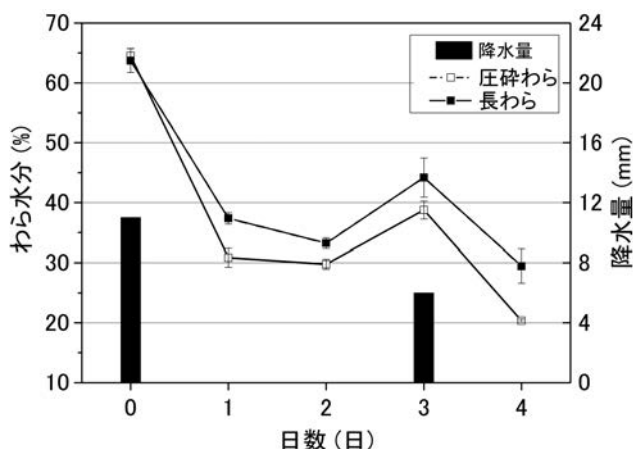
らを引き込むための作用を期待して六〇mmおきに配置した。これにより、二軸の間を通過する稲わらは切断されずにロータによる圧迫と折り曲げ作用（以下、圧砕）を受け、圧砕を受けない長わらに比べて乾燥しやすくなることが期待できる。

Ⅲ 圧砕装置の効果

図2は、飼料用イネ「べこあおば」を試し、収穫後に圃場に落下した圧砕ありと圧砕なしのわらの外観である。圧砕ありの稲わらは数箇所折れ曲り、一部は桿を取り巻いている葉鞘が破砕するなどしてわら同士の空間距離が増加したことにより、圧砕なしに比べて約一・五倍の高さに堆積した。図3は、「コシヒカリ」を試して圧砕したものと長わらのままでコンバイン後方に落下し、収穫後の圃場に放置したわらの水分の推移を比較したものである。圧砕わらは圧砕なしの長わらに比べて低い水分で推移し、保存に適するとされる水分二〇％まで早く到達した。圧砕わらは、初日に長わらより乾燥が早く進んだ後、ほぼ一定の水分差を保って推移し、四日目には約一〇％の水分差となった。実験初日と三日目に降雨があり、三日目の降雨で水分が一旦増加したが、その後圧砕わらは長わらより迅速に乾燥した。圧砕により、わらが数箇所折れ曲ったために、わら同士の空間距離

が高まったことに加えて、繊維が折れ曲って傷付き、水の通り道である維管束が所々で破壊されたことが、水分蒸散が高まる要因になり、結果として圧砕わらの乾燥速度が早まったと考えられる。なお、わらの乾燥を早めるためには、わら全体を一日一回程度スワースコンディショナ等で反転することがより効果的であった。

図3 わら水分の推移（降雨の影響）



*各5反復。グラフの中の縦の線分は標準誤差の範囲を示す

編集後記

天守閣から瓦が落ちて下地がむきだしになり、石垣も崩れ、「天下の名城」熊本城が無惨な姿になってしまった。

東日本大震災から五年。今度は熊本や大分を中心に大きな地震が襲った。被害は、四月二六日現在、死者四九人、関連死一四人、避難者四万一千人余、住宅被害一万二千棟に及んでいる。お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災され、また避難生活を続けておられる皆さまにお見舞い申し上げる。

全農林は災害対策本部を設置し、組合員と家族の安否や被害状況の確認、支援カンパなどに取組んでいる。また、九州に家族を残して全国各地で勤務している組合員対象のアンケートも行い、家族のための住まい確保などにあたっている。

九州の全農林各分会は、熊本県以外でも手に入りにくくなっている水、食料や生活物資を四方八方走り回って確保し、大渋滞が続く陸路や、さらには海路を使って熊本に届けている。それら支援物資を、地元分会総出で、組合員、非常勤職員、管理者、家族の皆さんに分け隔てなく配布しているとのこと。現地対策本部には、職員や家族などからの感謝や激励のメールなどが届けられ、そ

れを受け取った役員からは「感謝のメールを見る度に元気を頂いている」との報が中央本部に入ってくる。役員の中には自ら被災している者もいるであろう。精力的な活動を続ける各分会や現場役員の姿、被災者からの感謝のメールに接し、筆者は思わず目頭が熱くなった。

なお、届けられた支援物資の保管場所として神社の社務所をお借りしている。その神社がある地区には、二〇年来、全農林とともにアジア・アフリカ支援米の取り組みを続けている小学校があり、そのご縁で地区住民のご理解をいただいたとのことだ。

さて、続発する揺れによる被害とともに心配なのは原子力発電所への影響だ。九州中央部には活断層が斜めに横切り、その先に現在、唯一稼働している川内原発がある。目を東へ転じると、国内最大の活断層である中央構造線断層帯が四国から近畿まで延びている。「日本沈没」の著者である小松左京氏は、日本全国に二千以上あるという活断層の分布図を初めて見た時のことを「これじゃわれわれは、『ひび焼き』の陶器の上に住んでいるようなものじゃないか!」と書いた。その『ひび焼き』の陶器の上に原発が設置されているのだ。川内原発について、原子力規制委員会委員長は「今は安全上の問題は無い」と述べた。まずは、停止させるのが常識というものだ。

(花村)